

平成24年第2回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成24年6月15日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | | |
|-------|-----|-----|-------|--------------|
| No. 1 | 3番 | 南 館 | かつえ 君 | (P 61～P 67) |
| No. 2 | 12番 | 上 田 | 秀 人 君 | (P 68～P 88) |
| No. 3 | 6番 | 仁 平 | 喜代治 君 | (P 89～P 91) |
| No. 4 | 4番 | 藤 田 | 節 夫 君 | (P 92～P 106) |

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	15番 佐藤富男君	16番 室井清男君
17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君	

・欠席議員（1名）

14番 後藤 功君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	税 務 課 長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農 政 課 長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有二君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川 博君	農業委員会 事務局 長	東宮清章君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議事事務局長 兼監査委員 主任書記	松 田 隆 志	次 長 兼 議事係長	藤 田 哲 夫
庶務係長	池 田 早 苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

1 4 番後藤功君から欠席する旨の報告がありました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。それでは、通告第5、3番南館かつえ君の一般質問を許します。3番南館かつえ君。

◇3番 南館かつえ君

1. 緊急医療情報キットについて
2. 震災後の復旧・復興について
3. 放射能の除染対策と今後の取り組みについて

○3番（南館かつえ君） 通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目ですが、緊急医療情報キットについてお伺いいたします。このように写真があるんですけども、この緊急医療情報キットとは、高齢者や障害者などの安全・安心を確保するため、かかりつけの医者や持病などの医療情報や薬剤情報提供書の写し、また、診察券の写し、健康保険証の写し、本人の写真を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで万が一の緊急時に備えるものでございます。持病や服薬等の医療情報を確認することで適切で迅速な処置が行えること、また、緊急連絡先の把握により、親族などのいち早い協力が得られます。始まりとしては、東京都港区が全国初の事業として平成20年5月にスタートし、緊急医療情報キットの配布は、明治学院大学の社会学部教授である岡本多喜子氏が、アメリカのポートランド市で行われていた実践例をヒントに港区に提案したことが始まりでした。港区では、このキットを高齢者や障害者の健康に不安のある方に無料で配布しております。

このキットは冷蔵庫に保管し、いざというときに救急車が駆けつけた場合、冷蔵庫をあければキットがあり、情報を早急に確実に得ることができることから、この緊急医療情報キットは命のバンドとも呼ばれております。また、現場で救急隊員がキットの保管場所を探しやすいように保管場所は冷蔵庫に統一し、キットが冷蔵庫にあることがわかるように玄関のドアと冷蔵庫にステッカーを張ることにしております。ひとり暮らしや家族のいないときに急病で倒れてしまった場合、救急車を呼ぶことまではできたとしても、その人がどんな病気歴、持病、血液型、どんな薬を飲んでいるのか、緊急通報先等々の情報を救急隊員に確かかつ迅速に伝えることができれば、その後の対応は飛躍的にスピードアップいたします。また、救急輸送時において医療情報の不足による初期の処置の遅れが医療現場で大きな課題となっております。この問題解決

のためにこのようなシステムが考案され、港区から始まったこの取り組みは今各地の社会福祉協議会をはじめ、自治体等による採用の広がりを見せております。そこで、村としてもひとり暮らしの方や高齢者、老老介護世帯に配布してみてもいいか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 3番南館議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、高齢者、ひとり暮らしあるいは老老介護の世帯について、緊急医療情報キットの配布についてのおただしでございます。お話しのように、ひとり暮らしや高齢者世帯が増えておまして、緊急時にどういうふうに対応するか、非常にこの問題が大きくなっております。緊急時は、ご指摘のとおり、一刻を争うという事態になりますので、その前段で通報等があつて重篤に至らぬ前に処置できればこれは通常であります。ご指摘のとおり、ひとりとかあるいは連絡できない場合、あるいは意識不明になってそのまま気がつかない場合とかといったことで、時間が過ぎる場合がございます。かつ、その通報あるいはお知らせがあつて行った場合においても、今ご指摘のとおり、個人の情報がわからない場合は本当に対応が後手に回る。やっぱり救急隊員の一番の情報は、現状、脈をとるとか、あるいは意識があるとかということと同時に、E R、病院の救急外来に入ったときに最初に聞かれる問題は、既往症とかあるいはバッテリーする薬がないかどうかということを知ることが重要でありますので、そういったことについての情報については、まことにご指摘のとおりだと思っております。

現在、社会福祉協議会におきましては、緊急の連絡先やかかりつけ医院、病院など、それから今のご親戚への連絡とか、そういったことを今玄関に張るということで似たようなことについてはありますが、完璧ではございません。逆に、助ける側といえますか、救急隊員のほうからすればこれは特定したほうがいいという情報もでございます。そういったことで、今あります高齢者世帯緊急連絡カードというのがこういうやつですが、これだけでは足りない部分のご指摘のとおりありますので、今後、救急で公費医療の関係もでございますのでそちらの情報、あるいは港区、議員ご指摘のように外国の例もあるようでございますので、よくこの部分の情報をご指導いただきまして、研究して、一番いい方法に向かって対応していこうということを今考えているところでございますので、ひとつよろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君の再質問を許します。

○3番（南館かつえ君） 再質問いたします。私が配布していただきたいものは、持ち運ぶことができます。今、村長からご紹介いただいたものは玄関先に張るということで、救急隊員が車に乗ってからもそれを見ることもできるようになっております。福島県でもいわき市や本宮市でも配布したそうです。配布された方は、安心が確保されてうれしいとの声があったそうです。これからますます高齢化が進み、ひとり暮らしの方も増えてきます。いざというときの備えとしてとても大切な取り組みだと思っております。村としても既に配布していただいているものがありますが、再度ご検討いただき、取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお伺いいたします。

それでは、次の2点目の質問に入ります。震災後の復旧・復興についてお伺いいたします。1つ目ですが、震災から1年3か月が過ぎました。復旧にはまだまだ時間がかかりそうですが、いち早く取り組みをしなければならないところは教育現場ではないでしょうか。ある保護者の方からのお話です。子どもたちを学校に通わせていますが、まだ震災のときのままのところがあります。いつになったら復旧するんですかとのことでした。子どもたちの安全確保のためにも修理が必要なところがたくさんあると思いますが、特に震災の影響で学校や幼稚園、保育園など復旧工事が進んでいないところはいつごろまでに工事が終了するのか、現状も含めて終了予定をお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 次に、震災の復旧状況についてのおたしでございませう。まず、保育園につきましては、みずほ保育園は駐車場と園庭に被害がございませう。昨年度、復旧工事が進んでおりますが、進入道路の被災につきましては、今年度の竣工ということで既に発注してありますので、いち早く終わらせるようにしていきたいと思ひませう。また、まきば保育園につきましては、遊戯室やガス管等に被害、川谷保育園でも園舎や浄化槽に被災いたしましたが、昨年度中、これは修理が完了いたしました。村立幼稚園ですが、幸いにも施設等の被害はございませうでせう。

学校関係では、給食センターの給温水配管や調理器具が破損いたしました。直ちに修理をしまして、去年4月当初から給食を提供することができました。熊倉小学校では、受水槽の水漏れ、体育館の水道破損がありましたが、昨年4月中に修理が完了してあります。小田倉小学校では、校舎及び食堂棟の壁の亀裂がありましたが、これにつきましては繰越工事で5月に発注し、今年の夏休み期間中で完了させる予定でございませう。また、体育館のガラス及びスピーカーの破損につきましては、昨年4月中に修理が済んであります。米小学校では、地盤沈下、校舎壁の亀裂、渡り廊下破損、上下水道配管に被災がありましたが、上下水道配管につきましては、一部仮復旧ではありまするが、昨年1学期中に修復してあります。また、渡り廊下につきましては、基礎から改修し、昨年夏休み中に修復が完了いたしました。上下水道配管の本復旧や地盤沈下と校舎修復等は繰越工事で発注済み、今年の夏休み期間中で完了を予定してあります。羽太小学校は、地盤沈下、体育館の床沈下、渡り廊下、上下水道配管破損の被災でありまして、校舎周りの舗装工事以外につきましては、昨年度、夏休み中に修復が済んであります。舗装工事は繰越工事で発注済みでありますので、夏休み期間中で完了となる予定でございませう。川谷小学校では、受水槽水漏れと暖房機器の電気配線故障で、昨年4月中に修復が完了してあります。西郷第一中学校は、階段、廊下の明かり取りのためのガラスブロック破損や受水槽水漏れ、音楽室天井落下及び3階トイレ天井落下につきましては、昨年度中に修復が完了してあります。西郷第二中学校では、講堂の天井と壁部分が破損いたしましたが、昨年夏休み中に修復が完了いたしてあります。川谷中学校においても、川谷小学校同様、暖房機器の電気配線故障がありましたが、昨年4月中に修復が完了してあります。復旧につきましては、上下水道配

管の修理が完了し、児童・生徒の安全を最優先に可能な限りの復旧に取り組んでまいりました。今年度に繰り越しました工事につきましても、夏休み期間中に工事を終了させたいとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） じゃ、今年の夏休み中には完了するというので、まず、その旨を保護者のほうに伝えていきたいと思います。また、米小学校の正門前に入る道路がまだ完了されていないようですが、この復旧のほうはどうなっていますか、再度お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 米小学校の進入道路の件でございますが、道路災害復旧工事の繰越工事で、これも夏休み終了までに復旧予定であります。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 一日も早く復旧をよろしくお伺いいたします。

次、2つ目に入ります。2つ目として、旧役場跡地の復旧についてお伺いいたします。我が西郷村は、明治22年、大日本帝国憲法が發布され、4月1日に米村ほか6か村と小田倉村が合併をし、西郷役場を熊倉字火打山1番地に西郷村役場庁舎が設置されました。そして、7月31日から村政執行が始まりました。当時は、米村の村長、横川時次村長が西郷村の初代村長として約27年間、村民のために精進してまいりました。また、昭和22年から村長が公選となり、鈴木嘉雄村長が公選で当選され、それに伴い村議会議員も公選で定数26名となりました。約85年間にわたり十数名の歴代村長が村政執行をしてまいりました伝統のある旧役場庁舎跡地でもあります。そして、昭和47年8月に現在の折口原40番地に役場が移転され、現在に至っております。私は昔のことはわかりませんが、この場所に役場があったとなれば大切にしていきたいと思います。そして保存し、後世に伝えていきたいと思います。歴史ある旧庁舎跡地を子孫に知っていただくためにも復旧し、記念碑に西郷村の経歴等を明記し、環境整備をしてはいかがでしょうか。西一中の体育館が完成し、すばらしいものができたと思います。ところが、中学校に入る玄関口とも言える場所の旧役場庁舎跡地は、昨年の大震災により記念碑や石蔵等が倒壊し、現在、ビニールシートで覆われ、大変みすばらしい状況になっております。早急な整備が必要と思いますが、村長はどのようなお考えなのか、まずは旧役場跡地の整備についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 次に、役場跡地の災害復旧でございます。今ご指摘のとおり、ブルーシートである石蔵の崩れた石がそのままになっておりまして、まことに申しわけない形になっております。一日も早く復旧したいという気持ちでございます。そうしますと、この旧役場跡地、役場があつて石蔵があつてという風情があるほかに公民館があそこの跡に建ちました。公民館は今回、もう新たに熊倉の敷地の東側に建てておりますので、あの整理ですね。それから、道路がその後、昔はあの道路、お寺さんの前ですね、役場の前の道路を突き抜けてはいませんでした。あの道路が整備された

際のいろいろいきさつ、あるいはその段階においてのいろんな記念碑の移転等がずっと入っておりまして、この際整理をとするならば、そういったものをやっぱりもとに戻したり、あるいは今言われた記念のやっぱり事跡を残すようなものにしなければならぬというふうに思っております。まず、この由来、あるいは記念公園としての体裁ですね、そういった等を今申し上げたことを念頭にいろいろ計画して、そして復旧してと同時に、記念の形をつくっていきたいというふうに今思っているところでございます。本当に明治22年、最初は米村にあったそうではありますが、熊倉に移って、それから昭和47年ごろまではずっとあそこにあったわけありますので、いろいろ多くの関係する方々が多いと思われまふ。よく地元の方々の意見等をお伺いしながらその整備に当たってまいりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 私は、今申し上げたように、八十数年間の長きにわたり村政執行をしてきた十数名の村長のご努力に対して、その名を子孫に残し敬意を表すべきだと思います。また、中学校の近くの常德寺のお墓のわきにお国のために戦死された戦没者の慰霊碑があります。また、文化センターの前の杉の木の下にも慰霊碑があります。2か所に分かれている碑を1か所にまとめ、旧役場庁舎跡地に移設、環境整備をしていただけたら戦死された方も大変喜ぶことと思ひますので、公園的環境の整った庁舎跡地にしてみてもどうか、村長のお考えをお伺ひいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり役場の移転、あるいは今までの流れの中で、やはり最初のつくった方の思い、あるいは移動、あるいは変更等が伴ったというふうに聞いておりますので、関係する方々のご意見、あるいは今ご指摘のあった戦没者慰霊塔、あれも当初つくったときと相当状況は変わっております。今、遺族会のほうからも今言われたような趣旨で要請を受けております。何を盛り込むか、どういう形にするか、いろいろほかの地も訪ねて、そして今ご指摘のあったようなすばらしいものにできればうれしいというふうに思ひ、この計画に当たってまいりたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 先ほどもお話ししましたが、旧役場庁舎跡地は西一中の正門前で、震災の影響で崩れ落ちた石蔵が山積みされたままでブルーシートが風でさらされ、大変見苦しい環境です。西一中の体育館が立派に完成し、二期工事としてテニスコートや校庭の拡張で大変すばらしい学校になります。子どもたちが毎日この旧役場庁舎跡地を見ながら通学しているため、早急な環境整備をお願ひ申し上げまして次の質問に入ります。

質問の3点目ですが、放射能の除染対策と今後の取り組みについてお伺ひいたします。私たちは今後一生、放射能という目に見えないものと生活をしていかなければなりません。1年以上経過しても余り放射線量は下がっておりません。毎月、村では放射線量測定結果を122地点測定したものを配布していただいておりますが、線量の高いところが何か所かあります。このマップですが何か所かあります。線量の高いと

ころに住んでいる村民の方から、ホットスポットがあります。雨が降って雨水がたまる場所が線量が高くなってきました。そこは県道なので雨水が流れ、広がっています。その場所は現在、放射線量測定結果表では1センチの高さで3.82マイクロシーベルト、1か月前は4.0マイクロシーベルトでした。除染したくても高齢者が多く、お金をもらってもできないということです。このまま放置しておくのは心配です。私たちは避難しないとイケないのではないのでしょうか。役場に相談しても測定するだけで対策をとってくれない。幾ら仮置き場がないからといって、放置しておくのはおかしいと話しております。一日も早く対応していただきたいと思います。そして、線量が高いところは村で業者をお願いをし、除染するように取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この放射線量の高い部分をどう対応するのかというご質問でございます。役場に相談しても測るだけでやってくれないじゃないかと、まことに申しわけないところでございます。村内にもご指摘のとおり、ホットスポットと言われるところがあります。これらについて早く対応したいと。局所的に除染すればその場所の線量を下げることが可能であります、ほかに持っていく場所、いわゆる仮置き場等を決定していない状況では、どこに保管するかということになります。きのうからいろいろ議論がありますが、やはり自分の所有地の中ということになりますと量の問題もありますし、公共施設その他については対応できないということもございまして、ご理解を得ながら仮置き場を探していきたいというふうに思っておりますし、また、仮置き場がなくてもほかの方法はないのかということもございまして、そういったことが新しい方法が見つければそれはそれで。一番私は凝縮と言うんですかね、最終的に六ヶ所村にありますのは、あれは高濃度に凝縮してそしてガラス溶融で500メートル地下に100万年置くとか、そういうことも言われておりますが、そこまでのレベルなのかどうかということも、できるのかどうかも含めましていろいろ探しているところでございます。この除染は、基本的に今のマニュアルでいきますと仮置き場が見つかって、そしてその放射能漏れを少なく、そしてどういう抑え込みをするかと、そして半減期をとということになりますので、そういう方向でいろいろ努力していきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 村民が安心して暮らせるように取り組んでいただきたいと思っております。そして、何といたっても仮置き場がないことが問題です。以前視察に行った伊達市では、梁川分庁舎のわきに仮置き場が設置されていましたが、線量は周りと同じくらい変わらない状況でした。伊達市長は、定例記者会見でこのようにお話をされておりました。梁川分庁舎裏の仮置き場も満杯で運び込むことはできないが、それを市民は見て、全員ではないが、仮置き場は5メートルも離れば全然問題がなく、空間線量とほとんど同じだと実感してもらっている。仮置き場についてそんなに心配ではないと言う人は伊達市民には多い。むしろ早く除染してほしいという気持ちのほうが強い。大規模

に除染することを歓迎していると聞いている等、市長の話の内容でした。村では各学校の校庭のわきに除染したものを埋めて置いておりますが、線量は余り上がってはいないようです。人の住んでいない土地を探そうとするから、皆が危険なものだから住宅から遠くに持っていくんだと思ってしまいます。この場所に設置しても線量は余り上がらないことをきちんと説明し、事例を見ていただいでわかってもらうことも大切なことです。一日も早く仮置き場を設置していただきたい。そして、試験的でもいいですから線量の高いところを除染していただきたいと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり、このホットスポットの汚染土壌といいますか、それらを集めて、そしてどこに置くかということをもまず具体的に見せるべきだと、ご理解を得る方法、手段をとりなさいということでございまして、同感でございます。きのうも袋の問題とか、これからどれがいいかということを選択していきますが、放射能を外に出さないといいますか、そういったことも今開発されているそうであります。このごろのお話ですと、隣の矢吹町のレンゴーという製紙といいますか、段ボールをつくっている会社がありますが、そこで放射能を通さない紙ですね、あれをつくっているという情報もございまして、だんだん放射能をガードできるいろんな資材が出てくるのではないかとこのふうにも思っておりますので、そういったものを使いながら置いてみて、そして距離の二乗に反比例するというこの性質、そういったものと具体的に線量計を置いてモニタリングを進めていく、そういったことでどういったご理解を得られるかということも、やっぱりやってみる必要があるというふうにも思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 最後に伊達市のことをお話しいたしましたが、我が村の役場の駐車場に砂利が敷いてある場所があります。現在、空いているところがありますが、仮置き場として利用してはどうでしょうか。住民に理解をいただけたらぜひ検討していただきたい。そして一日も早く除染し、安心・安全な村に少しでも近づけるようお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この村有地を仮置き場として活用することについては、既に検討を開始しております。そして、今申し上げましたように、地元の皆様のご理解を得るといいますか説明、そういったこともしながら、やっぱり使えるものはどこでも使っていきたいということで今考えているところでございます。

○3番（南館かつえ君） 以上で終わります。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 1 2 番 上田秀人君

1. 防災行政無線について
2. 環境行政について
3. 健康診断の実施について

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の 1 点目といたしまして、防災行政無線についてでありますけれども、通称 J-A L E R T、全国瞬時警報システムと防災行政無線の連動についてということでもまず伺いたいと思います。この通称 J-A L E R T、全国瞬時警報システムについては、昨年発生いたしました東日本大震災、そして、その後に起きました第三国による人工衛星の打ち上げと称した大陸間弾道ミサイルの発射問題などで広く知られるようになったというふうに理解をしております。このシステムについてでありますけれども、この西郷の村議会においては平成 2 2 年の第 4 回定例会において、私が一般質問の中で広報行政について取り上げたときに、初めて村長の答弁の中でこの話が出てきたわけであります。そのときの村長の答弁の中で、まだ十分に内容は把握していないが、防災行政無線と接続することは技術的に可能であると、今後さらに検討していくということでお話ございました。非常にこのシステムについて、昨年 3 月の大震災のときにも誤報があったり、いろいろ問題はあったというふうには理解をしております。しかしながら、住民の命を守るため、暮らしを守るためのこういう警報システムについては、非常に役立つシステムではないかというふうに考えて今回も質問に取り上げたわけであります。平成 2 2 年の第 4 回定例会において、村長のほうが検討するというところで検討されてきたというふうに思いますけれども、その内容について、まずはお示しをいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1 2 番上田議員の一般質問にお答えいたします。

この J-A L E R T の検討ということでもございましたが、J-A L E R T につきましては、その質問の後、設置が全国的に進んでおりまして、我が西郷村も昨年の地震の前後にセットと申しますか、設置まではなっていないわけでもございます。そして、その使い方についてであります。ご存じのように消防庁から入ってくる。消防庁に入る前に気象庁あるいは内閣府、気象通報その他がありますが、この 4 月にいわゆる人工衛星と称する弾道ミサイルの件がありましたが、そっちのほうの内閣のほうと 2 系統で入ってきてまして、そして消防庁から各市町村のこのシステムに入ってくるということになっております。

それで、どう使っていくのかということになりますと、この前は 4 月 1 3 日の朝、この問題はテレビでも放映されました。私どもも、その情報は前からありましたので、この J-A L E R T がどのように動くのかということを見ていたわけではあります。なかなか、あのときは官房長官が正式に NHK に出てきたのは、3 5 分過ぎてからでありましたですね。民間放送では、別なもっと早い段階でありましたが、実はこの段階での後々の検証では本当にいろんな問題があったわけではあります。要するに作動し

なかった、つながらなかった、あるいは東日本と西日本を区別できるのか、あるいはどういう放送をするのかということで、結論的には放送する側のやっぱり精度を上げるべきだとか、あるいは受ける側とすれば、それを例えば西郷村の防災行政無線に直結して、どれとどれを放送すべきかと。放送内容がいっぱいあります。気象通報から今の国民保護法に関する第三国の例えば侵略とかそういったこともありますので、全部が全部というわけにはいかんだろうと、こういった問題を今抱えております。そこで、この9月12日ですね、この前の4月の結果に基づきまして、全国一斉自動放送等の試験が今後予定されております。そういったことも踏まえまして、この受ける側、それから防災行政無線にどの情報、例えば震度1、2、3、4、5とか、そういった予測の場合は選択できる余地もあるように聞いておりますので、これらにつきましてはいろいろ防災会議とか等の意見を聞きながら、どの部分で選択する余地の判定をするかということも聞いて、そしてつないでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の再質問を許します。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいまの答弁を聞いていますと、使えるようにはなってきたと。ただ、内容については、もうちょっと確めて検討しなければならない部分があると。さらにはこのシステムを起動させる側の問題と言えばいいんですかね、国側の問題と言えばいいんですかね、ヒューマンエラー的な部分もあるということと理解をするところであります。これに関してはさらに調査研究を深めていただいて、よりよい形で進めていただきたいなというふうに思います。ただ、この部分がJ-ALERTが使えるようになったとしてもですね、次の問題に入っていくわけですがけれども、防災行政無線の個別受信機についてということなんですけれども、私もこれは非常に見落としとして大変申しわけない部分があるなと思ったんですけれども、いわゆる住宅の立地条件によって雑音がひどくて聞こえないと、もしくは四方が山に囲まれていて電波が遮断されてしまっているということで、放送が聞こえないというところがあるそうなんです。こういうことに関して村では把握をされて、そして把握をされているのであれば対応されてきたのか、このことについて伺いたいと思います。場合によっては、個人的に個別受信機を設置しないという方もいらっしゃいますけれども、そういう方はまた別にしまして、村として個別受信機を設置はしたが電波の状況が悪くて雑音がひどいと、放送が入らないという世帯があることをまず把握しているかどうか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 雑音がひどい世帯ということで、それはあることは承知しております。戸数まではちょっとということですが。その原因であります。1つはやはり平成10年にアナログ形式の機器で設置をいたしましたので、既に14年たっているということもございまして、1つは老朽化。それから、修理部品の確保がだんだん今デジタル化が進んでございまして、アナログの部品が少なくなっているという状況もございまして、定期点検はやっておりますが、だんだんこのアナログの部分は狭まっ

てきているということでございます。それから、受信機のほうでございますが、故障件数が年々増加しておりまして、だんだん聞きづらくなったという声がいっぱい出てきました。これにつきましては、受信機を交換するという対応をしているところでございますが、なかなかこのアナログの受信機も少なくなっているところでございます。また、お話しのように、地形により電波の状況が気象等によって悪くなるといった状況もありますので、高感度アンテナを設置するということもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいまの答弁を聞いていますと、放送が聞きづらいところがある、入らないところもあるのを承知しているということで理解をするわけですけれども、その理由として、まず挙げられたのは老朽化をしていると。あとは機器が壊れた場合の部品の調達が難しくなってきた。いわゆるアナログからデジタルに切りかわっていく中でそういう部分が出てきていると。しかしながら、平成10年に初めてこれがついたというふうに私は記憶をしております。水害の前に川谷行政区のあたりには設置されていて情報が得られたのを記憶していますけれども、この平成10年から今は平成24年ですから14年間、この14年間に結局は雑音がひどい家というのは変わらないはずなんです。もともと入らなかった家もあるはずなんです。そのことをきちんと村は把握していなかったというふうに私は理解をするわけです。そういった中でもう14年も経過してきて、もう新しいデジタルのほうに切りかえをしなければならないような状況になってきている。ここをきちんとやっぱり村は把握すべきだと思いますよ。せっかくこの、先ほど言った通称J-ALERTね、こういういいシステムが使えるようになって、受ける側のその受信機が電波が入らなければ全然意味がないんです。ここをきちんとやっぱり反省をすべきだと思いますよ、村は。そして、新たにシステムを構築していくのであれば、こういうことが一切ないようにきちんとすべきだと思いますけれども、村長、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘ごもっともであります。やっぱり前は有線放送で、そして有線であればやっぱり一番確実でしたね。ただ、それは水害によって電柱が引き倒されて、有線はなかなか復旧が難しいということでこの無線に切りかえました。ただ、無線はやっぱり地形、いろんな状況がありますので、ご指摘の向きがあると思います。いろいろ手を尽くして、そして目指すところに近づいていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今後手を尽くして、こういう問題がないようにしていくということで理解をして、次の質問に入りたいと思います。

次の質問としまして、環境行政についてということで伺いたいと思いますけれども、この西郷村においては公共下水及び農業集落排水整備区域以外において、現在は合併浄化槽もしくはかなり古いものと単独浄化槽の設置がされていると。もしくはま

だそこまで至らない部分もあるのかなというふうに思うんですけども、その浄化槽に関して合併、単独合わせてなんですけれども、この管理を今、この西郷においては個別管理になっていると。この管理を、私は以前にもこの場で申し上げましたけれども、村による集中管理をすべきではないかというふうに、ここの場で申し上げたことがございます。なぜこの集中管理にすべきかということなんですけれども、この浄化槽に関してさまざまなメンテナンスをしなければならない。これはほとんどの方も業者の方に委託をしているとかというふうに思うんですけども、その手続を忘れてしまって浄化せずに汚れたままの水が区域内に出てしまえば、ここは西郷村、阿武隈の上流区域でもあります。そして、一昨日の質問の中でも出た黒川ですか、これは那珂川水系になるのかな、そういった部分で一級河川の上流部に位置する村です。こういった中で、きちんと処理をされた排水を排出すべきだなというふうに思うわけでありまして。そういうミスを犯さないためにも、きちんと行政が管理をすべきではないかというふうに考えますけれども、村長はいかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのとおり、この環境ということをごさいますて、1つは西郷村は公共下水道、もう一つは農業集落排水事業、そして個別のということになります。それで計画を進めていって、最終的には全部目指しているわけでありまして、やっぱり農水、国土交通省の採択要件、さらには管路の長さ等があつて、なかなか全体に及ぶというわけにはいかんだろうという部分もございまして。そこで、個別の合併浄化槽という補助制度を使ってということになります。ご指摘のとおり、この管理が公的な部分である部分と財産の所有の個人である部分と、ここで大きく分かれてしまします。この部分のご指摘のとおりでありまして、本当は理想とすれば環境、あるいは機会均等、あるいはいろんな意味から言うとやっぱり上下水道といひますか、管理、環境に関する部分は村で一元化すべきだというのは当然だと思つて、私もそのほうがいいと思つております。では、そこでどのように今後整理していくのかというご指摘ですと来たわけでありまして、やっぱり全部この公共でやるというのが理想であります。なかなか地形の問題とかいろいろ投資の問題ありますので、そこで目指すところは公共一元化はいいですが、当面ではその環境がそのままでは垂れ流しになってしまうと。どこで止めるのかということになりますと、一部検査等ですね。お話しのように、どこかで公共が関与すべきではないかということについては、同じ考えを持っているところでございまして。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま村長の答弁にありましたように、公共下水、また農業集落排水、これを全村的に広げられれば確かに理想でしょう。ただ、私もこの部分に関しては村長と同じ考えです。確かに今言われたように投資的な問題がございまして。恐らく全村的に公共下水なり農業集落排水を広げれば、回収できない部分が多く出てきます。それが最終的には利用者の負担にふりかぶってくる、このように理解をするところであります。ですから、私は現在のこの計画区域を広げる必要は、今

のところないのではないかと。しかしながら、その区域外においては、この浄化槽設置についてさらに村は力を入れるべきではないかというふうに思います。それで、村がこれを管理するに当たって、さまざまな制約を設けるだろうというふうに思います。

そして、私、今回いろいろ勉強しまして一番びっくりしたのは、いわゆる浄化槽法という法律があるそうなんです。これは11条が一番ポピュラーで、皆さん理解している部分かなと思うんですけども、浄化槽法の第10条の2の3項について、村長はご存じですか。（不規則発言あり）上下水道課長、わかりますか。（不規則発言あり）第10条の2の3項、これわからないですよ。私もわかりませんでした、正直言って。それで、ちょっときょう印刷したのを持ってきましたので。第10条の2の3項、「浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。」となっている。ということは設置者、例えば私は今設置者になっています。私が万が一なくなった場合に、後を継ぐ者が30日以内に都道府県知事に管理者が変わりましたという報告をしなければならない、そういうことがこの法の中で定められているわけです。こういうことを正直私も知らないで、こんなえらそうなこと言えません。村も正直、今わからなかったと思うんですけども、こういうことがあからさまに起きている可能性も今あるんですよ。こういうことを許しては私はいけないんじゃないかと。きちんとやはり法は守らなければならない。こういうミスをなくすために、こういうヒューマンエラーをなくすために、きちんと行政で管理すべきではないかというふうに思うわけです。そのことに関して、村長はいかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 法はもちろん守らなければならないということで、届け出が必要であるとか、それはそのとおりだと思います。問題は、その管理を適正に、そして排出する水質が定める基準以下であるように守るということになると思いますが、では結局それがうまくいくかどうかという問題と、それから議員ご指摘のように機会均等等、本当に比較して公平性が保たれるのかという観点からやっぱり考えなければならんというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。機会均等、どういう意味合いで機会均等なのかというのは、ちょっと理解しづらいところがあるんですけども、この浄化槽法では先ほど言いましたように、11条できちんとした管理をしなければならないですよというふううたわれていますよね。私が一番注視したいのは、そこの部分なんです。万が一契約を忘れてしまって、年間のメンテナンスを忘れてしまった、浄化槽の清掃を怠ったことによって汚水がそのまま流れ込んでしまう、そういう危険性を防止するためにきちんと村で管理すべきではないかというふうに思うわけです。そしてその費用をですね、やはり公共下水でも農業集落でも受益者負担というのがございます。これをやはり合併浄化槽を設置している側にも、一部負担はやむを得ないんじゃないかという

ふうに考えます。本来であれば全額を村で負担すべきかなと思うんですけども、なかなか財政的にはそれを許さない部分もある。ですから、一部負担はやむを得ないじゃないかという考えのもとに今質問しているわけです。

そして、3月に毎年新年度の予算を審議して9月に決算をしてとやっていますけれども、この西郷村において公共下水や農業集落排水の特別会計のほうに一般会計からかなりの繰り入れをしているというふうに考えるわけです。これは繰り入れしなければ、先ほど言いましたように受益者に大きな負担が行ってしまう。恐らく特別会計が多分やりくりできなくなってしまう、これは十分に理解をしているわけです。しかしながら、この合併浄化槽もしくは単独浄化槽を設置している者に関して、設置のときの一部負担はございますね。その後に関しては一切負担はない。このことに関して私は1つの不公平性を感じるわけです。このことが多くの方から、私のほうのですね、浄化槽設置者の方からいろいろ言われる部分がございます。それで今回質問に取り上げたわけですけども、平成24年度の予算では一般会計のほうから公共下水のほうに3億1,919万6,000円、農業集落のほうでは1億7,545万5,000円が繰り入れされていると。それで受益戸数ですけども、公共下水道は4,895戸、農業集落では1,056戸。接続で公共下水で3,940、農業集落排水では726戸が接続をされているというふうなことで説明を受けております。これは平成23年3月末の数字ですけども。そういった中で、このように片方へは一般会計のほうから繰り入れがされている。しかしながら、合併浄化槽に関しては、単独浄化槽に関しては村からの繰り入れがされていない。

そういった中で簡単に調べてきたんですけども、この浄化槽の定期管理に関して1回4,500円、これ年4回ぐらいの管理を今業者がやってくれています。これは年間契約でやっているそうです。それで、汚れ具合によって浄化槽の清掃をしますよね。その汲み上げで立米当たり1万6,800円ぐらいの費用がかかると、これは立米当たりですね。単純に一般家庭で四、五人の世帯ですと7人槽ぐらいのタンクを入れるんですけども、これで大体2立米ぐらい。ということは、計算をすると3万3,600円。先ほど言いました年間の管理委託料が1万8,000円、合わせまして5万1,600円。そしてさらに今回、村のほうから西郷村長名で通知をいただいたんですけども、この浄化槽管理、定期検査を受けてくださいよと、この費用に関して10人槽以下ですと合併で6,000円。この部分が今受益者のほうにかぶってきているわけですね。これに対して今一切ないんです。ここに関して私もやはり不公平感を感じる。村長はいかががお考えになりますか、この部分に関して。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のご指摘の点については、前の質問からずっと考えておりました。この公共下水道、集落排水については、財産は村のものであります。それから、個別の入り口、宅地の桝から先は個別の財産になりますが、決定的に違うのは浄化槽の合併浄化槽は個人という財産の持ち方になりますので、ここでそもそもの分かれ道になってくるわけです。最終的には同じ標準世帯の負担が同じであれば、これは不公

平ではないわけですが、ご指摘のとおり、やっぱり合併浄化槽はつくるときには補助がありますが、その後の維持管理がどうやらほかの公共、あるいは集落と比べると少し過大ではないのかということのご指摘をずっとされてきました。この点につきましては、是正していくというよりも一般会計の繰り出しの大きな意味を持った部分でありますので、この件については検討して善処していきたいとずっと考えておりましたが、今のこの負担の部分とそれから今の調査の部分ですね、大きく2つに分かれましたので、その最後の部分、調査の6,000何がしという部分があります。そういったことと先ほど言われた下水道法の10条2の3項、ああいったものがうまくリンクが取れるかどうかについていろいろ調べて、そして研究、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。この管理費の負担の部分ですけれども、ただいまの村長の答弁を言葉じりをつかまえると失礼なんですけれども、ずっと考えてきたということで今答弁されましたよね。ずっと考えてきたのであれば、早急にもう結論を出すべきかなというふうに思います。というのは、これ特に個人の家は何か今は管理してもらっていると思いますよ。なかなか大きいところになってくると管理も難しくなっている。特に私が心配しているのは甲子地区、現地を今確認はしていないのでどうなっているのかわかりませんが、ここはやはりきちんと村が対応すべきかなというふうに思います。あれだけ阿武隈の上流部にある温泉地帯ですよ。ここから出る排水というのは、もう村が絶えず管理をする、そして阿武隈川の水を一切汚さない。現実には放射性物質で今汚されていますけれども、それ以上に汚さない。そのために村はきちんと管理をすべきかなというふうに思います。そのことに関して村長はいかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 地形上、採択要件に合わない部分については個別しかないということがあります。新しいところは今市町村型の個別合併という方法も出てまいりました。いろいろバリエーションはあるわけでありまして。採択が農水でいうと最終2戸とかありましたが、だんだん緩和される。あるいは集落排水というミニ処理型についても新しい制度が出てきておまして、どういった方向でそっちに向かうべきか、いろいろ考えているところでございます。ただ、甲子につきましては、合併浄化槽の部分で今やっておりますので、その点について調査といいますか、やっぱり排水の維持を向上させるためには、管理を強めるといった意味については、そのとおりだと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。いろいろな方法で検討していくということで答弁をいただきましたので、最後に1つ付け加えたいと思います。私は以前、この場で取り上げたときに、この費用負担に関してなんですけれども、いわゆるこの西郷村というのは阿武隈上流部にある。先ほど言いました那珂川水系の黒川の最上流部ですよ。上

流で汚さないようにするために、下流部の市町村から負担金をいただいたらどうかというお話をしました。このことも1つ検討に加えて、さらにいい検討をしていたらというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 同じ考えと思想は、環境税ということで明らかであります。環境省が取るか国土交通省が取るか。今までは横浜と津久井町のように、ダムの管理によってこの上下流の部分が連携した部分がありますね。ただ、今の部分は水の上下流、この前、三陸のカキの業者をしている人が、森は山の、山は海の恋人だと。結局、山がちゃんとしなければ海のカキ以外の養殖もうまくいかない。結局うまく連携しているということだろうと思います。結局、思想は、やっぱり環境は全体で守るべきだということがあるわけでありますので、考えは賛成しますが、具体的に税としてどこまでアプローチできるかはわかりませんが、ただ、考えとしての話は今は一般化しているのではないかという気がいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま12番上田秀人君の一般質問の途中ですが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時19分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。続いて、質問の3点目といたしまして、健康診断の実施についてということ伺いたいと思います。この健康診断の実施についてということで、私はこの場において健診について何度か取り上げをしてまいったわけでありませぬ。今年3月の定例会のときにも、同じ項目で質問させていただいたわけでありませぬけれども、その中でいわゆる東京電力福島原発の事故に伴う放射性物質の拡散に伴い、村民の健康への被害が心配されると。健康被害を防ぎ、健康への心配を少しでも軽減するために健康診断の実施をすべきだというふうに質問を行ったわけでありませぬ。この質問に対してです、3月の定例会において、村長は、専門家、さらには医者の方の意見を聞いて対応していくという答弁がございました。この質問を行ってから3か月、原発事故が起きてからは1年3か月が経過してきているわけですが、その中において村長はどのような専門家にお伺いを立てて、医者の方の意見を伺ったのか、お示しをください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員の3月の質問では、今セシウムが横紋筋に沈着する、これがNHKで報道されました。そして、この随意筋ばかりではなくて不随意筋のほうにもいくのではないかと、それが心臓を形成する筋肉だということの因果関係はいかにとい

う質問があつて、そしてその心電図検査をすべきであるということで3か月過ぎたわけでありまして。あのときお話し申し上げました専門家というのは、県にもいっぱい専門家集団がありまして、この福島県県民健康管理調査検討委員会、ドクター10人以下であります、みんな医者であります。それから、放射線と健康のアドバイザーグループ、これも医者が十何人います。それから、いろいろお医者様がいます。私も県の保健福祉部の計画をつくる委員ということで、充て職で去年からなっていますので、県立医大の学長とか、あるいは県の医師会長とか、あるいは病院協会の会長とか、いろんなことで今の議員のおただしの部分をずっと聞いてきました。なかなか実はよくわからないというのが今のところでございます。まことに申しわけありませんが。

それで、先ほどの県民健康管理調査検討委員会とか健康管理室、それから放射能の健康アドバイザーグループ等の集約したことでちょっとお聞きしますと、チェルノブイリ原発事故の健康問題で、県として報告を受けて対応する甲状腺がんの増加については特に関心が高く、これは今年からといいますか、既にやっておりますね。西郷もやるということでもあります。その他、今生活の避難あるいは仮設住宅、生活状況が一変した、あるいは余震のストレス、あるいは放射能のわけのわからないといいますかね、対応の不明さ、いろんなことが生活状況に圧迫をかけているということはわかっていると。心臓病に関してですが、心臓病についての放射能の関係については、まだよくわからないというのが今聞いているところです。でも、そればかりでは、わからないということでもいいですかということが私たちの状況でありますので、さらにこれをいろいろお医者様とかそういった方々、ドクターに聞いたりしますと、やっぱり放射線量との因果関係はわかりませんが、では心電図を検査してどれぐらいの例えれば結果として出てくるのかについては、活動してないやつということと将来の因果関係ですね、それが放射能由来なのかどうかわからないと。トータルとしてはわかるんだと思いますけれども、そういうことを考えてもなかなか因果関係についてはわからないということで、わからないというのは本当のことをもう少し突き詰めて言ってもらいたいと。

私も、ホールボディカウンターを村で買いたいということで、2月か3月に県の医務課長のところへ行つたときも、やっぱり低線量被ばくですね、この問題が今まで研究されてこなかったと。原子力発電所にいる方々については、もう既にホールボディはすぐに、今までの経験がありますので、ということがわかりますが、低被ばくのものについての今後についてはわからないと、こういうことです。ですから、あるかないかわからないということですが、ただ、この確率は高くはないということも言っているところでございます。今までよくわかりません。この前、生物懇話会で広島大学の先生に聞いた場合も、やっぱり物理学と医学の関係というのはなかなか難しいのであると。広島と長崎は直接原爆の被爆地でありますので、高線量の被爆地としていろいろ研究してきたことはありますが、今回の原発の規模、あるいは距離、あるいは現在の線量がいかなる結果を将来もたらすかについては、なかなかこれだというのは難しいのではないかとというのが、今まで会った先生方の結果であったわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま非常に長い答弁をいただいたんですけども、因果関係はよくわからないという答えかなというふうに思いますよね、集約するとね。そして、医者や専門家に聞いたんですかという問いに対して、県のほうの関係している健康アドバイザーとか、そういう方に聞いたというお話で理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん県の対策室にも聞いたのでありますが、医者にも直接聞いております。医療の計画の審議会等がありますが、そのときに病院協会長さんとか、みんな医者であります。一番は、やっぱり今の状況がいいのかどうか、福島県の医者として、医師会としてそういったものの基準は何か出せませんかという聞き方をして、さらに低線量の被ばくについてのそういった方向も出せませんかということで聞いたわけですが、いずれもやっぱりそういう方々については、放射能に対する研究も今までやった経験があまりないというのが背景にありまして、そして文献を読み込んでもなかなか判断が下せない、そういった状況にあるということで、まことに消化不良で申しわけありませんが、私もそういう意味で聞いているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。聞いている私もこの放射線に関して、ましてや医療のことにしましては素人でございます。そういった中で、素人なりにいろいろ調べてもみました。そういった中で、今ほどのお話の中で、実際に聞いてもよくわからないと。非常に良心的なお医者さんかなというふうに思います。医者によっては、大丈夫ですと、このぐらいの線量だったら問題ないですよと言う方もいらっしゃるそうです。反対に、非常に心配ですよと言う医者もいらっしゃるそうです。それで、県のアドバイザーとかにお話を聞いているということで、県の考えはどうなのかということなんですけれども、これはあるところから県民健康管理調査に関する資料ということで入手した部分なんですけれども、いわゆる3月以降にどこで何をしていましたかという基本調査がありましたよね。この調査の中のこの関係の書類を見ていると、空間線量が最も高かったときの期間、震災後7月11日までの4か月間における外部被ばく量、県民一人一人の行動記録をもとに判断をし、把握をし、将来にわたる県民の健康の維持増進につなげていくというふうな考えなんじゃないかな。外部被ばくの量なんです。

じゃ、何を言いたいのかというと、いわゆる外部被ばくの考え方というのはICRP（国際放射線防護委員会）、この考え方に基づいて動いているのかなというふうに思う。私は3月の議会のお場においてですね、ECRR（欧州放射線リスク委員会）という団体の名前を出していろいろお話をしました。全くもって真逆の考えをしている団体なんですよね。どちらかと言えば、ICRPというのは原発を推進する側の考えに近い団体だというふうに、私はいろいろ調べてきて思っているわけでありまして。前にも私、この場で申し上げたと思うんですけども、交通事故に遭う確率よりも原発

のこの事故によって被害を受ける確率は低いから安全ですよと言っているのが、この ICRP なんです。それで、この ICRP（国際放射線防護委員会）の基準の考え方については、人に対する健康と経済的、社会的要因、いわゆる原子力発電による発電の利益との両立を考えて限界値を設定していると。このことが建前とされているわけです。しかしながら、実際的には原子力発電の都合優先をして、人の健康が第一に考えられている、こういう考え方でこの ICRP というのは動いている団体ではないというふうに私は理解をします。そしてですね、先ほど村長のほうからもお話しありましたけれども、広島、長崎、この日本においては原子爆弾を落とされた経験がございます。それで、この ICRP の前身というのは、いわゆるアメリカの国内委員会である防護委員会というものがあつたそうです。この防護委員会を国際組織の ICRP のほうに編成をするために利用したのがアメリカだというふうに言われています。アメリカ国内の内部被曝委員会の、そしてさらにその委員会の活動を停止させるためにもこれを活用したというふうに言われてきているわけでありまして。

なぜこのようなことが行われたのかということなんですけれども、その理由として言われているのが、アメリカは核兵器を通常兵器と同じだと、放射線で長期にわたる命を脅かすようなことはない、こういうことを知らせるためにやってきたと言われています。ですから、内部被曝を隠ぺいして、核兵器による戦略目的を最優先的にこの世に意図的につくり上げてきたというふうに言われているわけでありまして。村長が先ほど言われましたように、アメリカは日本に原爆を投下しました。そしてその後、科学者を総動員して被爆地に放射性降下物はなかった、初期放射線だけ被爆者を被爆させた、被曝線量の評価の物差しである ICRP からの内部被曝を見えなくさせたんです。このように3つの科学的操作を行ったというふうに言われているわけでありまして。このようにいわゆる内部被曝を欠損させた基準がつくられた。なぜこのようなことが行われたのか。先ほど言いましたように、核兵器を全世界に認めさせる。アメリカはその核兵器を使って世界を牛耳ろうとしている、そういう考えのもとにこういうことが行われてきたわけです。そもそもこの原発の話、私この場で申し上げたと思いますけれども、戦争の兵器として開発が進められてきた。いわゆる原子爆弾がつくられた、そして原子力潜水艦がつくられた、原子力空母がつくられた、戦争の道具としてつくられてきたものなんです。人の安全よりも人をあやめるための道具として開発されてきたものなんです。ですから、安全なんか二の次なんです。それを推進してきたのがアメリカなんです。こういう考えのもとに動いてきているこの ICRP、この考えを踏襲しているドクターたちがいっぱいいる。その方たちの意見を聞けば、そうは危険ないですよ、安心ですよというふうに言うのは当然ですよ。私はこの場で前にも申し上げましたように、欧州連合の話ですよ。このことに関して村長はお調べになられましたか。そのこといかがですか。（不規則発言あり）欧州放射線リスク委員会、このことについてお調べになりましたか。ECRR。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私も今の話は前も3月のときに聞きましたが、ECRRとICR

Pの対立というんですかね、これはあることは書類で読んだだけです。イギリスの国防相が裁判にかけられて、そのときにこの原子力に携わった人がやっぱり損害賠償をやったときにこのECRRのほうを裁判官は採用したと、そんなことが書いてあります。事のことはやっぱりこの原子力といったものが民生用として、兵器じゃなくてそっちに使う、私は鉄腕アトムの推進力に使えば最高だとずっと思ってきましたが、結局ふたをあけてみると、得体の知れない化け物で制御できない現状にあるということを見たときには、なかなか本当にこれはもう少し科学の力を待たないと、本当の民生用に使うということがいいのかどうか、本当にちゅうちょしなければならんというふうに思っております。ただ、ECRRの主張とICRPのぶつかり具合と、それから現在の福島県の、あるいは福島、日本の医学者がICRPによっているのか、ECRRによっているのかについては、ちょっと私もそこまではわかっておりませんので、よくおわかりになる部分についてはお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。先ほどちょっと言うのを忘れてしまったんですけれども、この広島、長崎の原爆投下後の話なんですけれども、先ほどアメリカが科学者を入れて調査をしたけれどもじんかいは見つからなかったと。いわゆる原子爆弾による放射性物質のちり、いわゆるほこりですよ、これが見つからなかったというお話をしましたよね。これなぜ見つからなかったのか。アメリカはいわゆる枕崎台風を利用したと。台風が来たそうですね、9月17日かな、資料をちょっと持ってくるのを忘れてしまったんですけれども。この枕崎台風によって広島では床上1メートルの大洪水になったそうですよ。長崎では1,300ミリの大雨が降っているそうなんです。これによって自然に除染がされてしまった。その後、科学者が大量に入り込んでいろいろ調査をしたけれども、いわゆる放射性物質はあまり見つかりませんでした。ですから安全なんですと言ってきたのがアメリカ軍であり、そしてそれを応援してきているのがICRPだというふうに言われているわけでありまして。そして、さらに先ほど村長のほうからもECRRの裁判の話とかいろいろございました。これは本当に世界的に見ればいろんな物騒なお話もあります。裁判闘争もやっているのもわかっております。しかしながら、現実としてね、この団体が突きつけてきたものを見てみますと、非常に目をそらすこともできない部分もあるというふうに理解をするわけです。それで、私はいつもこの場で申し上げているように、その危険性が1,000分の1でもあれば、村としてはすぐやるべきじゃないんですかということをおっしゃっているわけです。そのことに関して村長はいかがお考えになりますか。その立場からお答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この前も3月のとき、今の部分に近づいた話をしましたですね。結局可能性があるのであれば、それをゼロにするために努力すべきだと、当然ですが、では今の横紋筋沈着の心臓病の関連がどのぐらい、では今多分、お医者様に聞いたりしたときも白河の病院で心電図をやりましたと。悉皆調査で、じゃ、子どもから二十

までやってみようといったときに、どのぐらいのデータが出てくるのかについては因果関係はわからないと、要するに通常の検査と同じ。ただ、それがやればもちろん今のゼロにすることができるわけですね。そういった可能性と、それから因果関係がどれほどあるかというこの2倍を掛けますと、踏み出す可能性があるかどうかということまでいくんですが、県とあるいはお医者様に聞いても今のような話でありましたので、どういうふうにすべきなのか。県は、福島県立医科大学に多分この検査、警戒区域とか20ミリシーベルト以上はやりますので、多分その分の考察ですね、検査をやった後について出てくるといったことも、結果として発表されるということもありますが、でもそれまで待っていていいのかという議員の議論もありますので。しかし、その辺のところはもうちょっと研究させていただきたいというふうに思っております。私がいつも見ておりますのは、やっぱり伊達とか川俣とか近いですよ、線量が高くて。あの方たちもいつも話しますが、やっぱり敏感にアンテナを上げて何でも吸収してやろうということをやっていますので、そういった情報もあったりして。今の放射能についてもなかなかこれだというのがまだ出てきません、その話を聞いても。もう少しちょっと研究させていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。非常に失礼な言い方になりますけれども、答弁になっていません。私はこの場でいつも申し上げているように、オールジャパンの佐藤正博村長ではなくて、この西郷村の村長の佐藤正博さんでいてほしいと、佐藤正博村長でいてほしいと言っていますよね。1万9,000人余りの代表の村長として、きちんとした対応をとっていただきたいというふうに思うんです。結果が云々、調査をしてみても云々、もう1年3か月も経過してきているわけですよ。これによってどのぐらいのリスクを今抱えているのかわからない。このことを私は非常に心配しているわけです。ですから、早急なる対応をすべきだというふうに常々申し上げてきているわけです。結果が出たときには遅いんじゃないんですか。1万9,000人余りの村民の方が今ここにいらっしゃいます。そして今、新たに生まれこようとする命がある。このすべてを守る立場に立てば、早急に実施しなければならないというふうに思うわけがあります。

そして今、新たに生まれてくる命というお話をしましたけれども、私、この場で質問の中で一度間違えてお話をした。この放射線にガンマ線が非常に怖いという話をしましたけれども、実は先月の半ばに泉崎のほうで琉球大学の矢ヶ崎先生という方のお話を伺いました。この中で、ガンマ線というのは物すごく直線的に距離は飛ぶと。しかしながら、人間の細胞を傷つけるのは数は少ないんだという話なんです。怖いのはアルファ線だと。通常ここにあれば5センチ程度の線量を出していると、球体でね。これがもし体の中に入った場合には、中に入ったときにはその直径で1センチぐらいの球体で線量を出すと。何が怖いというのは、周りにある染色体を全部傷つけていくと。いわゆるこうエックスの形になっているそうですね、染色体というのは。そのすべてを傷つけるそうです。それで、前にも言いましたように、人間はその染色体を自

分で治癒する能力は持っている。しかしながら、切れたものが正常につながればいいんです。ところが、間違っつながってしまう。その恐怖がありますよということを言われます。ですからすぐに調査をすべきだと。ですから健診を実施すべきだと。矢ヶ崎先生が言ったのは血液検査も必要ですよと、ありとあらゆる検査をすべきですと、まさに私が3月に言った考えをそのまま先生もおっしゃっていました。

先生が最後に言ってくださったのは、もし西郷で必要だと言ってくれれば、私は何ってお話をしますよということも言ってくださっています。そういう恐怖があるから、きちんとやはり私は対応すべきだというふうに思うんですよ。もう1年3か月も過ぎているわけです。その間にもしかするとアルファ線を体の中に入れていけば、多分入っている可能性もあると思いますけれども、傷をつけている。それで一生懸命自分で治している。今正常にまた治していても、それが万が一ずれてつながってしまった場合に、いわゆる遺伝子の奇形が生まれてくる。それが続くことによってがんを発症する、もしくは新たに生まれてくる命ですと、いわゆる奇形の子どもさんが生まれてしまう、この危険性もあるというふうに言われているわけです。ですから、早急に対応すべきだというふうに思うんですけれども、村長、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 琉球大学の話もお聞きしましたし、趣旨はよく理解しているつもりでございますので、さらに急いでいろいろ聞いてみたいというふうに思っております。調べてみたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。あきれ返って、ちょっと笑ってしまいました、今。

1年3か月もたってね、何もせずに、そして今年の3月ですよ、そのときに医者に確認をする、専門家に確認をする、そして3か月間たってさらに確認をする、何を確認する必要がありますか。今村長がやらなければならないのは、健診の実施じゃないんですか。違いますか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おっしゃるのはよくわかって、そのとおりですね。結局それがどういった効果ということなんですけれども、結局やってどこまで防止できるか。おっしゃるとおり、ゼロではありません。これは因果関係わからないといっても、でも、次に出てくるやつがそれによって別なものも発見できるということもありますので、因果関係がゼロではありませんので、確率になるわけですね。ということで、そうしますと子どもたちを考えたり、いろいろやっぱりやり方とか、あるいはその結果とかというふうにありますので、そういったこともちょっともう少し詳しく調べていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。わからない。その考えが全然私はわからない。理解できない。なぜさらに調査をしなければ、さらに検討しなければならないのか。そこがわからない。理解できないです。もう何を今言っているのかわからないような状況で

すけれども。本来であればね、今回冊子を持ってくる予定だったんですけれども、ちょっと今日忘れてしまったものですから、非常にショッキングな写真が載っている冊子を東京の武蔵野市の団体の方から送っていただいたのがございます。私がちょっと連絡するのが遅れてしまったものですから、恐らく今日自宅に届くと思いますけれども、この定例会開会中に皆さんに冊子を配ることができると思います。非常にショックを受けるような写真が写っています。本来であれば今回持ってきて、村長にだけでも見せればと思ったんですけれども、そうなるからでは遅いと思うんです。村長は、万が一ね、例えばこの放射線リスクに伴う病気を発症した、がんを発症した、そういった場合に、どのような責任をとられますか。村長として責任とれますか。きのうの一般質問にもありましたように、これ行政としては責任なんかとれないですよ。ですから、今やれるすべをすべてをやりましょうよと私は申し上げているわけです。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やることを全部やってみようということは、そのとおりであります。結局ずっとやってきて、どこまでやればいいのかという要するに限界を探しているわけです。結局それも、では全部一から十までというふうになりますと本当に膨大になりますので、どれをやれば安心できるのか。一番は、医学的にもあるいは生物学的にもこのレベルであれば大丈夫という外部被ばく、あるいは今言われたアルファ線とか何かの内部被ばくでということの関係、そしてその基準、そういったものを早く示していただきたいので、ずっと私は文部科学大臣とか行ったときに言っております。もちろん先ほど言われた専門家に対する要望としても出しております。それがやっぱりあれば、それ以下については安心してくださいと。しかし、万が一それによって後でわかれば、それは国家としてやっぱりちゃんとした補償、賠償をすべきであるということが決まらなないと、やっぱり風評も、あるいはいろんな補償も無限大になってしまうのではないかというふうに思っているからであります。しかしながら、残念ながらその基準については示されませんし、今言われたこのセシウムの心臓病の影響ですね、これについても統一といいますか、今の段階では先ほど申しましたとおりです。しかし、この関係は非常に少ないのではないかということのわからないという意味も含まれています。

ただ、では何でも全部ということになると、時間も金もあるいはということになりますが、今言われたとおり、非常にショッキングな事態があるとか、そういったことがやっぱりわかっているのかということですね、このよっている医師団といいますか、科学者グループが。そういうことがわかって今までの結論を出してきたのかなということもありますので、今のICRPとECRRの対立にありますように、学説は本当にいっぱいあってよく私どもにはわからない部分がありますが、ただ、検査をこれは早急にすべきであるとするならば、やっぱり既に県北あるいは川俣、あっちのほうからもう既にやるべきでやっているんじゃないかと、1年3か月たって。ということから考えて、本当にどれだけのことがあるのかについてもやっぱりなかなかわかりませ

ん。わからないならやればいだろうということも議員の考えであります、そうしますとゼロから二十までとか、やっぱり将来の子どもたちについて悉皆調査をするのか、あるいは因果関係の大きさということもやっぱりよく調べてやりたいという状況にあるわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。答弁の冒頭に、基準を示していただきたいというお話がございます。この基準はないと先ほど私申し上げましたよね。意図的にこの基準をつくらなかったと私は理解をしています、ICRPがね。いわゆる核兵器をつくるために、世界に広げるためにそういうおっかない基準を隠そうとして意図的にそれやってきたのが、いわゆるこのICRPの前身であるアメリカの内部被曝調査委員会をつぶしてまでそうやってやってきたのがアメリカなんです。そこで基準を示せと言われても基準がないわけです。広島においても長崎においても、先ほど言いましたように、調査をする前に、ですからアメリカは意図的に私は調査をおくらせたと思っている。台風によって大雨で流された後、調査をして大丈夫ですよと、そういうことをやっている。それが今アメリカの公文書の開示記録が解けて、ようやく今、目の目を見るんだと。そこであからさまになったのが50年後のこの時代にわかったわけですよ。ですから、50年も経過してしまった、大雨で流されてしまった、今さら内部被曝の話、放射性物質による人体への影響、データがもうあまりにも少な過ぎる。だから基準がないんですよ。だから示せないんです。だから良心的な医者にはわからないと言うんですよ。良心的な医者じゃない人は、大丈夫ですよと多分言っていると思いますよ。より心配な方はきちんと検査をすべきだと。この3つなんです。この3つからどれをチョイスするんですかという話ですよ。長としては心配だからきちんと対応しましょうよ、それを選ぶべきじゃないんですかと私は申し上げている。

それとですね、因果関係がどうのこうのと村長は今言われましたけれども、このセシウム137については、私、3月のときにもお話をしたと思うんですけども、いわゆる筋肉組織に入っていくと。後は甲状腺にも入っていくという話を聞いております。私が3月に取り上げたときには、心臓、いわゆる心筋のエネルギー代謝を賄う酵素を抑制する動きをするのがこのセシウム137だと申し上げたような記憶があります。心臓の筋肉の微細な構造変化を引き起こす。そして、全細胞の10%から40%の代謝不全を起こすことにより、規則的な収縮、心臓のこの鼓動ができなくなる。そのことによって不整脈が起きる。幼児期から血圧が上昇してくる。そして最後には、本当におっかない話ですけども心臓がとまってしまう。要するに筋肉の動きがとまってしまう。だから、心電図をやるべきじゃないんですかというのを3月にお話ししました。こういうのは因果関係としてわかっているはずだよ。これがどこで示されているのかといえば、先ほどから村長が言われるように、ECRRの欧州放射線リスク委員会の中で示されている内容なんです。これがICRPと競合しているから、ぶつかり合っているから、じゃこれを信じないというのであればそれは仕方がないです。しかしながら、こういう事例もある、こういう危険性もあるということを示されている

る。科学的にもデータがあるはずなんです。ですから、私は3月にECRRの内容をきちんと調べるべきですよというのを村長に申し上げたわけですよ。しかしながら、十分に文章を読んだ程度で調べていないということなんですけれども、もうその時間もないんじゃないんですか。もう1年3か月も経過して、何回も言うようですよけれども。ですから、早急にやるべきだと私は申し上げている。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ICRRとECRRの対立についても、言われたことは理解いたします。それから、基準の話ですが、前にテレビで放送されましたね。アメリカの追加被ばく量は3ミリシーベルトというふうに言われました。それから、フランスは年間2.9から3.5ミリシーベルトだと。結局日本は1ミリをとったわけですが、どこに除染の基準といますかね、どこまで放射性物質を隔離するというか、人体より遠ざけるかということにいくわけであります。今のどっちの委員会の立場に立った判断をするかということは、なかなか難しいし私もどっちにつくかわかりません。ただ、日本の医師団といますか、それは多分、今のお話はわかった上でのことだろうというふうに推測するしかないとは思っておりますので、今言われた心臓の、それからセシウムの沈着の仕方ですね、これらのことはすべてわかった上でのさっきの因果関係の、今の得た情報でのわからないということの裏にある因果関係は、低いという意味でのわからない、ないとは言えないということのような話は今聞いているところでございますので、この部分、しかし議員のご意見、あるいは琉球大学の話も今お聞きしましたので、この部分もいろいろ調べてみたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今資料をめぐっていましたが、村長が必要としているその基準値も出てきました。これは3月のときにもお話ししたと思うんですけども、90年代後半、ベラルーシにおいてがんと心臓病が子どもたちの中で増加をしたと。この中で、体重1キロ当たり20から30ベクレルの放射性セシウムに汚染された子どもたちの心臓に不整脈が起きているというデータが示されているそうです。そして、先ほども言いましたように、心臓発作を起こして亡くなっていると。それで、ECRRのドクターの話では、今の子どもたちはがんや白血病ではなく、心臓病で高い確率で発症する危険性がありますよということを啓発しています。このことを申し伝えます。そしてですね、県の考え方についても私は非常に大きな疑問を持っている。先ほど言いましたように、県民健康管理調査についてなんですけれども、健診、新たに新年度からの健診の中に入ってくると思うんですけども、なぜ避難区域と避難区域外と分ける必要があるのか。これは村長、何か聞いていますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 区域を分けた理由とか何かは聞いておりません。ただ、今度の会津・白河が区分されたときに4つのことを出されましたね。それとどのぐらいの関係があるかわかりませんが、今回の検査の範囲についての理由については聞いておりま

せん。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。先ほど申し上げましたように、ある資料を入手したんですけれども、この中の文章をずっと読んでいくと県の考えが一つ垣間見えてくる部分がございます。なぜ避難区域と避難区域外の健診を分けるのかというところなんですけれども、避難をされている方は、いわゆる原発事故の健康の長期的な影響と心身における変調が主要な問題の一つとして指摘されていると。これチェルノブイリの原発事故で指摘されてきているそうなんです。これはまさに内部被ばくを隠す内容だなというふうに私は読み解いたわけです。外部被ばくの部分、先ほど言いましたよね。いわゆる外部からの被ばくの部分をまず注視をする。でも、それ以上に怖い内部被ばくに関しては、この部分では読み取れないんですよ。それで、避難をすることによって慣れ親しんだ地域を離れ、うちから離れることによっていわゆる心的、心身ともにストレスを受ける、そのことによってのリスクが伴って病気を発症する。だから、避難区域に関しては、より詳細な検査をする。避難区域外の人たちは、慣れ親しんだところで生活をしているから、普通の今までどおりの健診と変わらないでやろうという考えを県は持たれているんじゃないですか。それを聞いて村長はどのようにお考えになりますか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま12番上田秀人君の一般質問の途中ですが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この健康問題に関していろいろお話がある中で、生活状況の変化といったものがそういった要因だというような説があるがどうかという話でございました。いろいろ医者の方、先ほどのアドバイザーとかいろんな話の中のまとめでも、やはり甲状腺がんの増加については認めている。それから、心臓病に対してはということ先ほど話があったわけです。やっぱりその次に生活の変化といったことも、いろんな意味でストレスの材料になっているということも言っているところではありますが、おただしのように、それがそういった意味にハンドルを切って言っているのかということについては、私もわからない部分がありますが、そういうふうに言われているのは確かだと、こういうふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私が先ほど言ったのは、県が今計画を立てているその健診について、避難区域と避難区域外となぜ分けるのかと。健診の項目に差があるの

はなぜですかということなんですけれども、恐らく県の考えとしてはね、先ほど来から私が申し上げているように、ICRPの考えのもとにこういった考えで進めようとしているのかなというふうに思います。ですから、私は非常にこの福島県というのは無責任なことをやろうとしているのかなというふうに思います。

それで、先ほど私お話ししましたように、黄色い冊子ということでお話ししましたが、ただいま休憩時間の中でちょっと時間をいただいて、戻って取ってまいりました。「未来に続くいのちのために原発はいらない」という表題で、PKO法人「雑則」を広める会と、東京武蔵野市で活動されている団体の方から送っていただいた本なんです。もう皆さん、既にごらんになってわかると思いますけれども、33ページ、直視をしてくださいと大きな太文字があって、その次からページをめくっていただくと広島の子供も、赤ちゃんの写真、イラクの赤ちゃんの写真、チェルノブイリの赤ちゃんの写真、こう4枚ほどつながっています。このイラクに関しては、もう皆さんご存じのように劣化ウラン弾の障害ではないかなというふうに思います。放射線障害かなというふうに思います。このように世界的にはね、広島もそうなんですけれども、こういう症例が今生まれてきているんです。これが今までひた隠しにされてきたんです。このPKO法「雑則」を広める会の人たちがこうやって冊子にまとめてくれて、インターネット上ではこの写真を見ることができます。でも、サイトによっては閉じられている部分もありますので、なかなか今は見つけることが難しくなっています。今回この冊子が入ったものですから、今日お持ちして村長にも今見てもらって、全議員、そして職員の方にも今見てもらっているわけなんですけれども、こういう思いを私は絶対したくないし、村民一人一人にもさせたくない。そのために今でき得るすべての検査を実施をすべきだというふうに、私は3月のときから求めてきたわけがあります。

さっき申し上げましたように、県は避難区域と避難区域外とこう分けようとしている。そういうことがやられようとしている中で、この西郷村においては1万9,000人余りの村民の命、健康、そして新たにこれから生まれてくる命を守るために、くどくなりますけれども、でき得るすべての検査を実施して村民を守るべきだというふうに考えるわけであります。そして、その検査をするに伴っては費用がかかってくるのは十分にわかります。その費用について、前回申し上げる時間がなかったので今回新たに申し上げますけれども、その費用のすべては原因者である東電、国、県に求めるべきだというふうに村長に求めて、村長の考えを伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この肥田舜太郎先生の話を見てびっくりしましたですね。あまり今まではこういうのは、医学的にはいろんな写真を見たことはあるんですが、こんなにはっきりということは余りありません。まことに驚愕すべき内容であります。28歳のときに被爆した先生ですので、具体的にずっとごらんになってきたんだろうと思います。よくわかりましたといえますか、事の中身についてもこれについても非常に大きな意味を持つというふうに思っております。いろんなことを通じて今の、も

ちろん費用もそうですので、いろんな今言われたことをもちろん要求もしますし、こういったことを、これは一般化されていますね、この本は。多分ごらんになっている人もいますので、持っていったいろいろお話をして、今の説を主張してみたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。申し上げるのがちょっと抜けてしまったものですから、PKO法人「雑則」を広める会、この会の方たちから今回500冊、無償で提供いただきました。ともに原発廃炉に向けて頑張りましょうという言葉いただきました。そして、福島の方は本当に頑張ってくださいという言葉いただいてこの冊子を送っていただいたことを報告申し上げます。

質問の最後になりますけれども、住民健診における貧血検査について伺いますということで、この件に関しても私は3月の定例会において、村長の所信表明の中で40歳以上の女性に対して貧血検査を行う、こういう所信表明がありました。この言葉を聞いたときに非常に違和感を覚えました。それで、その後行った一般質問、さらには質疑の中で取り上げをしました。しかしながら、3月の定例会においては40歳以上の女性だということでそのまま来てしまった。その後、私のほうでいろいろと議長を通じて資料請求を行いました。この平成24年度の当初予算の予算内示書、細かい明細が書いてあります。この数字を見ているとどうも違うのではないかと思うんですけれども、改めて健康推進課長に伺いたいんですけれども、貧血検査は40歳以上の女性に限定してやる検査ですか。お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

当初予算要求の1,200名ですか、貧血検査の数字は男女共の数字でございます。これでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。男女共の人数だと、1,200人ということで健康推進課長のほうからお答えいただきました。当時は今の健康推進課長じゃなかったものですから、特に責めるつもりはございません。この内容についてもですね、どちらかといえばいい間違いをしたというふうに理解をします。しかしながら、間違いは間違いです。これに関して村長はどのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新年度から予算を上げようということをしていしましたが、最初はこの貧血の実態と伺いますか、数字から見ますと女性という部分が多いという、比較をしますとですね、それもありましたが、その途中で受診の率等を考えて、これは男女両方でやるということにしたわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。正直言いましてね、村長がここで大変申しわけなかったと一言言っていたら、私、納得はします。しかしながら、今の答弁を聞いて

いると、途中で方向を変えたというような話ですよ。だったら、この内示書というのはどうなんですか。ずっと積算をしてきて予算をとってくるわけです。違いますか。その中で最初から1,200人という人数が出ています。そのことを何か途中で予算を入れ替えしたような話を今されましたけれども、実際はそうではないわけですね。これは当初から間違ってきたわけですよ。そこを私は一番言いたいんですよ。そこを素直にやはり認めて、きちんと訂正すべきは訂正すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） その件については訂正をさせていただきます。貧血の実態からいって、女性の分に寄っていたというのは最初あったわけですが、それはやっぱり両方にすべきであるというふうに考えて、ただ、内示書との差は、見積もり段階との差があったことは事実でありまして、これは両方といいますか、男女共ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。いろいろ今申されましたけれども、最後に1つだけ、村長に苦言を呈したいと思います。3月議会において所信表明がありました。そして一般質問を私やりました。これ女性に限定するのは不公平じゃないですか、差別じゃないんですかということを行いました。そして、議案質疑でもやりました。今、この議会の中継は全庁舎に流れています。全世界に流れていると言っても過言じゃないんです。3回そのチャンスがあったわけですよ、訂正するチャンスが。それを逃してしまった。これはどういうことなのかきちんと村長は確認をして、今後こういうことがないように十分に注意をすべきだというふうに思います。そして、最後にもう一つだけ言わせていただければ、村長は裸の王様になっていませんか。このように間違っている、だれも村長に言えない状況をつくっていませんか、ご自身で。そこもきちんと確認をして、今後二度とないように訂正をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 3回のチャンスを逃したことについては、まことに申しわけない。以下はそういうことのないようにしますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第7、6番仁平喜代治君の一般質問を許します。6番仁平喜代治君。

◇ 6 番 仁平喜代治君

1. 環境行政について

住宅用太陽光発電の補助金制度について

○ 6 番（仁平喜代治君） 通告に従いまして一般質問を申し上げます。

まず、質問事項として、環境行政について。その中で住宅用太陽光発電の補助金制度について。今電力不足が問われ、現在の生活環境では電化製品の普及やそのものに伴って電力の消費の需要が高まり、電力の供給が追いつかず、一方では東日本大震災以降、全国の原発運転が停止になって電力不足で電力の確保が逼迫しております。節電だけでは対応できない状態です。国では、再生可能エネルギーとして太陽光パネルによる発電システムの設置による発電効果を推奨しております。そこで、現在、国・県、村において補助金制度がありますが、その補助金制度、国・県、村ではどのようなになっているのか。また、他町村での補助金制度はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 6 番仁平議員の一般質問にお答えをいたします。

電力不足といいますか、脱原発とかいろいろありまして、再生可能あるいは持続可能、そういったエネルギーを求めているという中であって、この太陽光発電装置ということが今言われたとおりの状況にあります。国・県、村の補助制度についてどうかというお話でございました。村では、平成 23 年度より、地球温暖化対策の一環といたしまして太陽光発電システムの導入を積極的に支援することにより、その普及促進と再生可能エネルギーに関する村民の意識の高揚を図り、環境負荷の少ない社会を実現するために、住宅用太陽光発電システム設置をする個人に対しまして西郷村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱を制定いたしました。そして、予算の範囲内で補助金を交付するというところにございます。平成 23 年度実績では、1 キロワットアワー当たり 3 万円で上限が 12 万円、設置数 26 基に対しまして 285 万円を交付しております。平成 24 年度に入りまして、申請の件数が 6 月 11 日現在 23 件、261 万 9,000 円の申請件数がございます。さらに、国は 1 キロワット当たり 3 万 5,000 円または 3 万円で、上限が 34 万 9,650 円としているところがございます。そしてまた、県は 1 キロワット当たり 5 万円で上限が 49 万 9,000 円としております。県の設置者への補助金は今年度から実施されたもので、昨年度は県は村の補助金に対して交付しておりましたので、設置者にすれば今年度は県の補助金分が増額したことになります。他の市町村はどうなのかというおたがしでございました。白河市、西白河郡で見ますと、白河市は 1 キロワット当たり 2 万円で上限が 8 万円でございます。矢吹町は 1 キロワット当たり 5 万円で上限が 15 万円であります。中島、泉崎については検討中でございます。

○議長（鈴木宏始君） 6 番仁平喜代治君。

○ 6 番（仁平喜代治君） そこで、西郷村商工会より要望事項がありますので、ちょっと述べてみます。「西郷村商工会では、住宅用太陽光発電の設置を建設部会が窓口とな

って普及促進を行っております。村からの施設設置の補助金の上乗せと申請受付枠の拡大を要望しております。普及促進することによって、村内の中小企業の活性化により雇用に波及したり、もろもろの効果が出てくると思います」。そこで、補助金の枠が村では3万円、最大12万円ということではありますが、今現在、受付枠として23件が受付になっているということで、この締め切り期間は11月ですか。あと約6か月間あるわけで、その受付枠内ではちょっと無理があるのではないかな。もう少し幅を持たせたほうがよろしいのではないか。できれば補助金も少し上乗せはできるかどうか。そこで、ちなみに伊達市では12万円、受付枠が100件、最大で1,200万円というふうになっております。西郷村でももう少しその枠の拡大をご検討できないかどうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろ商工会とか、そういう団体でも促進の動きがあるということはわかりました。さらに、この受付枠が増えているが大丈夫かと。一回制度をつくりましたので、この数に対応することはやっぱり確保していきたいと。ただ、枠というより補助率をちょっと上げろという話がございますが、これはやっぱり近隣等もいろいろ見なくてはなりませんし、さらにはいろいろ国・県の動きで今回は7月1日から42円でしたか、売電の買い取り価格が動きますですね。あれに合わせて今度ということ、一番もっと大きな問題は関電の大飯原発の問題とか、あるいはそういった問題で電力の貸し借りとか、融通ができないのかということと非常に関係が裏はあるというふうに聞きましたが、ただ、やっぱり再生可能エネルギーは大きな動きとしてやるべきだということで、県の復興計画にはもう大きく書いてあります。そういうことで県も50万円近くまで上げた経緯がありますが、そういったバランスと、やっぱり今後の設置の設備費が安くなるように新たな技術が出てきて、もう少し量産型とかそういったものが一般化すれば、そもそもの経費が下がる可能性がありますので、そういった方向も実はお願いしている経緯がございます。そういったことで、より使いやすくといった件とか、そういったことについては努力をいたしますが、金額の上乗せについてはもう少し検討させていただきたいという状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 受付枠の拡大を検討するというところでございますので、そのことによって設置する業者とか、そういう企業の関係の方とか、また、太陽光で発電した電気を売電することによってそれぞれの生活環境が変わってくるのではないかなというふうに思います。それから、関連がありまして、そのほかにメガソーラーシステムの設置、これが今全国的に各企業の実施計画にあります。先日は泉崎村に県内最大級のメガソーラーシステムの設置計画が報道されており、施設建設には延べ4,000人の雇用が必要だというふうに報道されております。大変効果が期待されると思います。西郷村においても、幾つかの企業がメガソーラーシステムの設置計画があると聞いております。それで、西郷村も積極的にこのような事業に取り組んで景気の向上と雇用の安定、そして村の人口増加が得られるように活力と魅力ある村づく

りに取り組むべきと思いますので、村長にお伺いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） メガソーラーの話は、前回、泉崎のやつが出ましたラフォーレ、ラフォーレはフランス語で森だそうでありますので、森ビルが持っているあれでわかりましたですね。最初の中銀でしたので別の人だったんですが、実は後ろはそういったことができる大企業だったということがわかりました。メガソーラーの話は、先ほど村の中の動きはどうかということでしたが、話はあるんですが、まだ具体的にその規模、あるいはどなたがこういった形でということがはっきりしておりません。いろいろ各地区の説明会があったりということは伺っておりますが、私どもに入ってくるものでまだ確たるものはありません。ただ、いろいろ調査をされているということは知っております。かつ、その場合は売電ということになりますので、東北電力とそれから送電線といいますか、電線網が近くにあるかがポイントであるらしいということでありまして、まず、最初にそういったところに置いて、あるいはもっと大規模であれば電線をつくってしまうというところまで考えるということではありますが、その途中まではまだわかりませんが、流れとしてこのソーラーシステムが相当今技術が進んでいると。従来、テレビで私も見ましたが、国産のものより今のところはドイツが2割ぐらい起電量が高いと。しかし、逆に今回は日本がまた従来の2倍、3倍のやつが発明されたというふうに、二、三週間前に新聞に出ましたですね。そういったことが進んでおりますので、やはりこの太陽追尾になるのか、あるいは固定するのかということと、やっぱり新たなエネルギーの手段としてそういったところが出てくるということとはうれしいことでもありますので、よく情報を集めたり、泉崎は近くでありますので、その推移についてよく注意していきたいというふうに思っている状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） よく情報をキャッチするためにアンテナを高く上げて、ひとつ事業が展開、着手できるように頑張ってくださいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

◇ 4 番 藤田節夫君

1. 放射能対策について
2. ひとり親家庭医療費助成制度の拡大について
3. 村直営の農産物直売所の設置について

○ 4 番（藤田節夫君） 4 番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、放射能対策についてお伺いします。皆さんもご存じのように、もう原発事故から 1 年 3 か月がたちました。今、福島県の避難者は 16 万人以上います。そのうち県外への避難者は何と 6 万 3,000 人で、子どもの数は約 1 万 6,000 人にも上り、村内でも県外に避難している村民がいることは承知のとおりです。その大きな要因は、何といても原発事故による放射能による不安です。外部被ばくだけでなく、内部被ばくが心配されるからです。このような状況の中、除染は喫緊の課題です。村内においても各学校敷地内の植え込みや通学路、住宅の周りなど依然として線量が高く、一日も早い除染が待たれます。除染するには、何といても仮置き場が決まらないと前に進むことはできません。今回、村が提示した仮置き場ですが、場所的な問題や周辺住民に対する説明不足もあるのかなと思いますが、いずれにしましても住民、地域に賛同が得られなければ実施することはできないと思います。

どこの自治体でも仮置き場が決まらず、除染が進んでいない状況ですが、せんだって放射能特別委員会で視察調査をしてまいりました梁川町の除染の場所ですけれども、庁舎のすぐ隣の駐車場にその場所が置いてありました。話を聞きますと、1.3 マイクロシーベルトの放射性物質が 0.18 に飛躍的に下がっていると。さらには毎日測定器が設置され、管理されているということでございました。今、村で考えていることは、大規模な仮置き場を考えているのかと思いますけれども、二本松市では小規模仮置き場として取り組み、市内約 200 か所に仮置き場が決まり、もう既に除染が相当進められているということなので、こういった自治体もあるので、そういった方向も見きわめてやっていただければと思います。現に西郷村においてもですね、川谷地区では地域の方たちともう何度となく話を持ち、その仮置き場が決まっております。まず、村民に誠意を持って訴え、村民の意見も聞きながら合意をしていくことが必要ではないでしょうか。その点についてお伺いします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 4 番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

おただしのとおり、仮置き場については大も小も、あらゆるところを検討してやっていきたいというふうに思っております。同時に、それについては関係する方々のご賛同といいますか、ご理解を得てやっていきたい、そういうふうに思っておりますので、ほかの例もいろいろ二本松の例とかお話を伺っております。やっぱりやり方はいろいろあるみたいで、施設のつくり方も含めまして、あるいはそれをガードする新たな素材、資材というですね、そういったものも駆使してやっていかなければならないというふうに思っております。

- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） 4番。放射能は、事故が起きてから既にもう1年3か月たっています。そういった意味では、放射性物質もだんだんと表面よりも沈んでいく、今の段階だともう10センチぐらい剥がないと除染はできないというふうに言われております。放射性物質汚染対処特措法という基本方針がありますけれども、これは平成25年8月末までに追加被ばく線量の50%の除染を目指すとなっておりますけれども、村としてはどういう目標、目安でやられるのでしょうか。除染の目標ですね。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 要するに、平成25年までに半分というのは正しいのかということですね、村もそうかということで。これは同じだということにしております。
- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） 今のスピードだとですね、ちょっと仮置き場もこれからどうなるかわからないという状況なので、先ほど申したようにもう少し村民にその怖さを、どのぐらいの怖さでどれだけの除染をして安全だということも含めて、もう少し説明が必要かなと。できればみんな村民の方を集めてそういった話し合いとか、さらにはそういった学者を呼んで、先生方を呼んで話をするとか、もう1年3か月過ぎているわけですから、この間ずっともう子どもたちもみんな被ばくしているわけですよ。今、学校の表土、グラウンドは剥ぎましたけれども、その周り、本当に上がるともう1マイクロシーベルト近いところもあるということで、本当に除染を早急にやらなければいけないのかなと私も思っております。それで、具体的にちょっとお聞きしたいんですけれども、個人で業者に頼んで家を除染した場合、この場合の費用は請求すれば出るのでしょうか、お伺いします。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 今の個人的に先にやってしまったと、あるいは相当大金かかったので、それはやっぱり補助金というかそういったものはもらえないかという声があります。ということで、遡及救済できるような制度をつくってもらいたいということを言っておりますが、返事はまだ来ません。（不規則発言あり）今のところは返事はありません。
- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） 今もらえないということですがけれども、既に一戸建てを除染するともう金額が出ていますよね。屋根を除染すると幾ら、平米数ですがけれども。さらには壁、庭、すべて金額が出ています。どうしてもですね、私たちも商売やっていますけれども、お客さん商売になると、その辺までの除染をしてお客さんを呼ばないとなかなか難しいというところもありますので、担当の方にこの間ちょっと聞きましたらば、そういう人がいればぜひ上げてもらって検討していきたいということでしたけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） お話しの向きはほかにもありますので、一回やれば済むというこ

とであれば、それはそれでだれがやってもいいわけであります。ただ、規模が大きくなったので村がやってくれとか、あるいは地域はということになりますとやっぱり公的にやったほうがいいと思いますが、ただ、待てない人もいますね、お尋ねのとおり。ぜひとも遡及のこの費用について認めていただくように、引き続きお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 現実にもう外にも出られない、洗濯物も中に干しっぱなし、子どもも外に出せないという方がいるわけですよ。子どもが小さい方、妊婦の方、先ほど言った旅館業を営む方とか。だから、何か私が聞くところでは、出していただいて県のほうにお伺いを立てれば完全に出ないとは言い切れないと。そういった意味では、やっぱりこういうことも含めて、業者に頼んでやったお金は後で請求できるということで強く要請していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 強く要望してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） それと、農地の今後の除染をちょっとお聞きしたいんですけれども、今年は大豆、ソバ、さらには牧草畑と、それは去年の実績に基づいてやっていると思うんですけれども、今後ほかの農地についても計画があるのかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

来年度は計画があるのかというお尋ねでよろしいですか。（不規則発言あり）じゃ、今年も含めまして。きょう付の福島民報新聞に報道されておったので、皆様ご存じかと思いますが、今年度は田んぼが計画が25ヘクタールに対しまして発注済み、それから完了が同じく25ヘクタールで完了しております。それから、畑につきましては、36ヘクタール、内訳は大豆が25ヘクタール、ソバが11ヘクタール、これは発注で今盛んにやっているところでございまして、今月中には完了見込みでございまして。それから、牧草地につきましては、新聞では250ヘクタールというふうに出ていましたが、あれは4月の中旬ごろの報告でございまして、今現在、実際に草地更新の必要な牧草地につきましては、120から130ヘクタールというふうに数字をとらえております。来年度でございまして、これは田んぼにつきましては、米が現在の食品衛生法の基準値を下回れば出荷できますので、必要ないのかなど。それから、大豆、ソバにつきましても、基準値を超えなければ問題なく出荷できることとなりますので。問題は、秋になって基準値を上回るものが出た場合に、これはまたもちろん除染で対応していかなければならないというふうに考えております。それで、今のところ、畑で採取されました野菜関係につきましては、昨年10月から村独自で放射性物質の検査をやっておりますが、今現在までで全体で2,000件対応をしております。検査を実施しておりますが、野菜につきましては、基準値の100ベクレルを超える放

放射性セシウムは検出されてございません。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。これは、じゃ基準値を超えたと、大豆とソバと田んぼは。そこだけ除染したと、今年度はね。じゃ、この基準値を測定が上がらない場合は、除染はしないということですね、これから。それでよろしいですか。わかりました。ちょっとけさの新聞かな、何か泉崎だかちょっと忘れちゃけれども、カリを全農家に配ったというような話もありますので、みんなやっぱり除染をしていただきたいと思っていると思うんです。また、対外的にも西郷村はこれだけの除染をして野菜をつくらせているんだというふうなことも必要だと思うので、その辺、国との予算との関連もあると思いますけれども、そういったことも考えていただければと思います。

次に、住民の健康について伺います。4月から5月にかけて村内の4歳児から中学3年生まで、ホールボディカウンターでの放射能の内部被ばくの検査が行われましたが、その結果と今後の計画をお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ホールボディのお話がありまして、おただしのとおりでございます。今年4月から5月の2か月間でホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施しておりまして、妊婦、4歳から15歳までのお話しのとおり2,300人の検査をしております。結果につきましては、全員が1ミリシーベルト未満で、県では放射線による健康への影響があるとは考えにくいということでございました。今後ともこの機材を使って追跡をして、ずっとやっていただくように要請しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今後も順次やりたいということですが、県南地方に1台配備されて、それが今西郷を皮切りに回っていると理解しておりますけれども、内部被ばくが心配されると思うので、そういった意味では計画的にこのホールボディカウンターですか、これを回していただけるような計画はないのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） このホールボディが有効であるということで、村独自でも買おうという動きを今年になってしましたが、どういうやり方をするかということで県の医務課長のところへ行って相談しました。この経過についてはお話し申し上げたとおりです。結局、今1台のカウンターを操作するにはやっぱり最低三、四人必要で、かつ低線量でありますので、それを拡大してどのように誤差を少なくするのかということにしますと、なかなか運営は容易でないということで1台というふうになったわけです。しかし、西郷が4月から始まりましたので、ぐるぐる回しますと例えば線量の低いほうといいますかね、やっぱりほかの町村が遅くなってしまって、なぜ西郷ばかりがと言われます。そうしますと、それは申しわけないということで、もうちょっと増やしてもらおうではないかという話も今しているところでありまして、なお、

もっと固定した運営といいますかね、検査できる場所等があればいいというふうに思っているところがございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。何と言うかな、人件費もかかるとか、運営が容易でないという言葉ですけども、子どもの健康をやっぱりこれからずっと管理していかなくちゃいけないと思うんですよ。そういった意味では、運営とか人件費とかそういう問題じゃなくて、もう国でも言っていますけれども、福島県はこういった放射能を浴びて、本当にこれからこの低線量被ばくがどういう結果が出るかわからないわけですよ、いつどこでどう出るか。そういった意味では、定期的にそういった、今西郷を皮切りでやっている、そして村長も先ほど言ったけれども、西郷でも買う予定があったと。あったということは、じゃこれ買うんですか、ホールボディカウンター。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のところはまだそのことではなくて、県のほうで運用してもらって、一番はですね、新聞にも出ましたが、なかなか機材の運用というのは難しいそうであります。要するに誤差のないようにということと統一した基準の判定をすることにおいてですね。そういったことで、やっぱりその専門家を養成しながら、病院とかあるいは保健所とかですね、そういうところにぜひ置いてもらいたいということで今お願いしているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。何か村長、先ほどからね、同僚議員も言っていましたけれども、本当に村民の命と健康を守る気概があるのかなという気が私はします。やっぱり進んでそういったものはもうどうするんだと、今度は。じゃ西郷やって白河やって、とりあえず1台しかないわけですから、県南には。そういった意味では、その計画もちゃんとすべきだと私は思います。できれば本当はホールボディカウンターを村で買っていただければ、これは将来的にわたって使えるわけですから、そういった意味では一番いいとは思いますが。それと、全村民のそういう検査は考えているんでしょうか。全村民。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のところ、優先して将来の子どもたちということをやっておりますが、全体をやってもらいたいということの考えを持っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） その辺も県のほうに強く要請していただきたいと思います。それで、先ほど来言っていますけれども、村民の健康診査を年に一度実施しておりますけれども、今後は放射能によるさまざまな健康被害が予想されます。先ほど来、出ていますけれども、心電図の関係も。特にですね、がんに対する要望がこれまで以上に重要になるのかなと私は思っております。がん検診はこれまで自治体対応となっておりますが、そういった意味で検診項目に今後加えていくべきだと思いますけれども、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） がん検診ですね、これについて増やしていけばいいということでありますので、今までのいろいろ放射能由来のこと、ずっと詳しくお話をお聞きしたりしてきました。最終的に細胞の変異ががんに行くということでもありますので、どういう形になるのかということ、やり方ですね、今までのがん検診は一つ形ができておりますので、放射能由来のものがどういう形があるのかということを考えながら、血液検査といったことも、やっぱり白血病のいわば分画の問題とかいろいろありますので、そういったこともよく考えながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） どこの自治体もそうですけれども、がんの検診率が相当落ちていっているんですね、20%か30%ということで。今、皆さん亡くなる人を見ると、ほとんどがんで亡くなっているという状況もありますので、本当にがんの検診を無料で受けられるぐらいのやっぱり西郷村にさせていただければ、そういった放射能関係に関することも早期にわかって予防にもなるということなので、ぜひ村長にはですね、いろいろお金もかかると思いますが、そういった村民の命を守るという立場でこの辺も要求しておきたいと思えます。

それと、子どもたちの健康についてお伺いしたいと思えますけれども、村では今年4月から18歳まで子ども医療費が無料になりました。本来ならばこれは国、東電の責任で無料にするべきだと思いますけれども、国が拒否をしたということで、県のほうでは10月から無料にすることを表明しております。しかしながら、県のほうでは小学校4年から高校3年、18歳まで、あと下は面倒見ないですよ、これね。あと下はみんな村持ち出しになっちゃっているんで、これでは何か無料になってよかった、よかったと、本当に福島県の子どもたちを県で面倒見てくれるのかといったらそうではないと。結局、村持ち出しが小学校1年から3年生までは全額が村持ち出しだ。その就学前は2分の1ということなので、こういったことを、村長はそういう立場で県に物を申してきたんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 県の復興計画、復興ビジョンの中においても除染、それから健康診査ですね、これを大項目として挙げております。それで、今のこの18歳は国のお金を県の基金に入れて、そこからこの健康でやるということ、ちょっとわかりにくいですが、当然、そして乳幼児の国庫負担2分の1が残っております。純然たる東電由来のお金ばかりではありません。厚生労働省から来ている部分と、それから今度の原発由来の金から2つの手で来るようになりますので、やっぱりそうしますと、純然たるものにしていくということになりますと、やっぱり早くそうしてもらいたいし、それがこの健康に大体大丈夫だろうというところまでは引っ張って、行く末を確認して終わりたいですね。そういう意味でいうと、少し長いことになることになりますので、できるならば本当に全額国庫というふうになればいいというふうに思っております。

- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） 4番。何か私はこれ矛盾していると思うんですよ。福島県の子どもたちを守っていくということを言っているのに、実際は自治体にお金を出させておいて、それでこういう中途半端な金の出し方をすると。これは私はやっぱり強く県・国なりに要請していくべきだと思うんです。それと今、村長ご存じかどうかわかりませんが、今国会でその件に関して原子力事故による子ども・被災者支援法、今審議をしていると思いますけれども、この法律はご存じですか。これからできる法律ですけれども。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 存じております。12月に皆様と行きましたですね、国会あるいは県選出議員団。あのときに兆しがあって、その次に行ったときにやっぱり超党派で出そうということで、福島県の議員は一生懸命やる。そのときに今の、将来にわたって放射能由来の問題あるいは病気等が出た場合は、私らが最初行ったときは一部国庫がということで、それは先生方だめですよと、全額してくださいというふうに申し入れてきましたね。あれが超党派で出る予定ということを知っていますが、審議の中身は今ちょっとどこまでいっているのかは把握しておりません。
- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） 4番。審議の中身がわからないということですが、これは簡単に言うと、国が社会的責任と健康に対しては責任を国に求めているということで、今言われたように、超党派で審議をして参議院の特別委員会に上がっているみたいですが、これにもやっぱり問題点がありまして、この中身に支援する対象地域がはっきりしていないということと、放射能線量が一定の基準以上の地域となっており、また新たな地域の分断ですかね、選別、線引きをされる可能性がありますので、ぜひこういったところは注視をして、ネットを見れば出ていますので、そういうのでいち早くやっぱり注文というか、意見を述べていく必要があると思いますけれども、伺います。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） お話、そのとおりだと思います。今回白河・会津が除外されたといったときも、なぜということでお金より先に理由を求めました。しかし、原賠審の議事録の中で見て、そしてこの4つの項目ですが、基準となる数字等については示せないということのままに線引きがされたわけでありまして、まことに今の部分、線引きがされるような様相とか、そうすればやっぱり理由がはっきりしない上になるのかなということもありますので、ぜひそういうことについては、わからないときはやっぱりわかるように、はっきり説明してもらおうように、線引きしないようにということが出てくるだろうと思っております。
- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） 結果が出てからでは、私は遅いと思うんですよ。だから、結果が出る前に、きょうでも担当課長でもだれでもいいですけれども、やっぱり見て、即意

見を上げていかないと、本当にこれ地域もはっきりしていない。放射線量というかね、一定の基準以上と書いてあるわけですから、これが今話し合われているわけなので、そういった意味では早急に対応をお願いしたいと思います。

続きまして、再生可能エネルギーについてお伺いします。この問題は多くの同僚議員の中からも質問、意見が出されております。県議会でも福島のすべての原発の廃炉を求める決議がされており、県知事も廃炉にすることを表明しております。脱原発、再生可能エネルギーの政策の転換は、日本国民全体の流れになっております。そういった意味では、西郷村も先ほど来少し出ていますけれども、太陽光発電だけじゃなくて、西郷村独自のやっぱりそういう再生可能エネルギーに取り組んでいかなければいけないのかなと思います。私、これは平成23年の第3回の定例議会でも質問しましたけれども、そのときの村長の答弁を聞きますと、いち早く推進していきたいという答弁でした。だから、もう既に1年たっておりますので、そういったところで先ほどの太陽光だけでなく、本当に西郷村に適したものを考えているのかどうなのか。やっぱりそのプロジェクトチームをつくってやってほしいということをお話しした記憶がありますけれども、そういった点はどのようなのでしょうか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） あのとにお話し申し上げた時期では、ちょうどバイオマスタウンの計画をしていたときだというふうに思います。ソーラーは当然、そのほかにいろんなことが提言されましたですね。きのうも申し上げましたが、西郷村というのはどういうロケーションにあって、どういう条件があるのだろうと。風力についてはNEDOの調査では2.7しかないというのが十何年前に調査しましたが、一つやっぱりいろいろ今お話ありますのは小水力発電であります。これは勾配、あるいは水量、あるいは水路走行の状況、そういったことを見て提言されているところもあります。もう一つは、森林の間伐材ですね。あるいはそういったものの燃料としてのバイオマス発電とかそういったこともございますし、さらには直接木材から軽油を取る技術みたいなもののお話を聞きしたりしてございまして、いろいろやっぱりそれをなそうとする研究が各方面でされているみたいであります。1つは効率のよい発電の設備ですね。そういったプラントをつくることからのご提言もありますので、そういったところと、やっぱりどこにだれがやるのかということも含めた煮詰め方をしていきたいというふうに思っております。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩します。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

○ 4 番（藤田節夫君） 4 番。先ほどの村長の答弁を聞いていますと、私が前回、平成 23 年にここで一般質問した回答と何ら変わっていないと。風力発電なり水力発電なりバイオマス発電なりいろいろあると。それで、先ほどの話を聞くと、どこでだれがやるのかと、そういう問題ではないと思うんですよね。西郷村でどうしていくかと、この再生可能エネルギーを。そういったことを私は聞いているのであって、何かこう身が入っていないというか、西郷村のことは何を考えているのかなというような感じがしますので、そういった決意も含めてこれから西郷村として脱原発、福島県全体がもう脱原発を宣言しているわけなので、そういった意味では西郷村独自にやっぱりこれを発信して、さらには除染もしっかりして、それで安全・安心な西郷村をアピールしていかなければいけないと思うんですよ、私は。そういった意味で、村長のもう少しそういった、何と言うかな、イニシアチブをとってやっていただきたいと思いますけれども、もう一度伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 少し弱いのではないかというお話でございました。一生懸命やりたいと思います。本当にこの技術開発がうんと進んでおまして、日進月歩、特に去年の 3 月 11 日以降については、本当に目まぐるしい情報が入ってきております。そして巨大化する部分、なかなか従来のソーラーの家庭のあのコージェネレーション、あの程度の話ではもう既にありません。

この前、新エネルギーの協議会が県で立ち上がりました。私も町村会長としてメンバーに入っております。いわきに浮力の波動風力計が高さ 200 メートル、羽根の長さが 100 メートル、もう 4 基つくる。それはもう本当に日本の大学が全部集まって、東大をトップとして、さらに日本の三菱重工業とかあらゆるところが知恵を出し合っただけで今やっておりますので、それがこの新エネルギーとして原発に対抗できるようになれば、本当にいいと思っております。しかしながら、やっぱり民生用としますと家庭個々の装備といったものもやっぱり侮りがたいものがあるということで、今この二通りの進め方がありますので、さらに今のは風力とソーラーだけですが、もっと別なやり方といいますかね、それも新たに開発をされております。そういったことを見て、さっき、だれがいつやるんだということも含めましてですね、村が民生用に、あるいは新たなこういったものを導入できる素地といいますか、地形等もやっぱり合致するものがあれば、そういったことで組み合わせをやって導入といいますか、新たな原子力にかわるエネルギーが手に入れられればいいと思っておりますので、そのようにやっていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4 番藤田節夫君。

○ 4 番（藤田節夫君） 私の質問に対しては何ら答えてくれないというか、そういったことはもうみんな同じだと思うんですよ、もう聞いている人が。ただ、西郷村で、先ほどいろんな大学と提携してやっているとか、であるならば、西郷村だってそういったどこかの大学と提携してこの西郷村に合った再生可能エネルギー、全体的なものにして個人、家庭が利用できるような。山形県の葛巻町ですかね、あそこは既にもう

100%以上自家発電、そういうことをやっている、小さい町ですけれどもあるんですよ。今は普通の状態じゃないので、そういった意味では村長の本当に決意がなければおかしいと思うんだよね。ただこのほかのいわきが何だ、開発がもう進んでこれからいろんなものが出てくるとか、そういう問題じゃなくて、西郷村として、じゃプロジェクトチームをつくってそういう専門家も呼んで、それでこの村に合ったものをつくってやっていきたいというような考えがないんでしょうかね。うーん、と悩まれても困っちゃうんだけれども。全然村長にはそういうのはないんですか。もう一度聞きます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 弱くて申しわけありませんが、やるつもりは大いにあります。先ほど申し上げたのは、やっぱり地形とロケーションが合っているからそこに今もう既に条件が合ったということですね。やっぱり西郷村は、この西郷村の地形とか風土とか、そういった持続可能なものにどう活用するかということ、組み合わせと申しますか、今大学となんか協議できないかという話もありましたが、そういったものを含めてやっぱりやっていく必要があるというふうに思っておりますので、そのようにやっていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 納得はしないですけれども、本当に村長のこれからのそういった意味では発揮していただいて、西郷村を本当に安全・安心な村にしていっていただきたいと思えます。原発について、今大飯原発ですか、原子力発電所の再稼働ということで一言述べておきたいんですけれども、いまだ福島第一原発の原因も究明されていない中、さらには安全対策も進んでいない、それも含めてですね、放射能で苦しんでいる県民が実際にいるわけですよ。全然救済もままたっていないと、ほったらかしのままで大飯原発の再稼働に今躍起になって、もう少しでゴーサインが出るのかなど、国民の脱原発の意見もそういったことも踏みにじりながら、しゃにむにやっていこうと今しているんですけれども、こういった意味では村長は福島県の西郷村、福島県の町村会長という立場でですね、これに再稼働に反対する要請なり抗議はしたんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 要請等についてはやったことはありません。しかし、そういった見解についてどうかといったときは、同じ意味であります。今のやっぱり昨日、大飯の町長さんと福井県の知事が話をして近々判断を出す、それについてということで、1つは野田総理の訪問した、ああいう説明があったからだというのが1つの理由として申されましたですね。やっぱり福島県民といいますか、私も西郷村民と同時に福島県民ですから、今の原発のことの被害の大きさといいますか、これだとちょっと感覚が違う人がいるという驚きがあります。やっぱり今言われたとおり、どう防圧していくか、どうクリアしていくかといったものが見つからないままに再起動するということは、ちょっと感覚的には合いませんですね。それはどこかでも福島県民としてはい

つも言っているつもりです。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いつも言っているということですのでけれども、やっぱりこれは文書なり何なりして抗議するべきだと私は思うんですよ、福島県民であるならば。もうそういう原発と人間は共存できないということは、もう事実、第一原発の事故でもう証明したわけですから、そういった意味では、もう福島県民である以上はそういったことを常に発して、やっぱり常に抗議文なり要請なりしていくべきだと私は思いますので、まだ遅くないと思いますので、できれば早急にやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろありますが、意思の表明といいますかね、そういう機会をとらえて申し上げていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） では、次の質問に入りたいと思います。

次に、ひとり親家庭医療費助成制度の拡大について伺います。経済不況が続く中、ひとり親が子どもを育てながら生活していくのは、大変厳しい社会情勢となっております。学校を卒業しても就職口がない、働きたくても仕事がない、あってもパートか派遣、社会保障もなく生活が安定せず、1人で子どもを育てていくのは大変な社会情勢になっていると思います。これ夫婦でいても今の学校教育なり教育費にかかる費用とか、そういったものが大変な負担になっておる状況であります。子どもにつきましては、先ほどから申していますけれども、今年度から18歳まで無料ということですので、親の部分がご存じのように1,000円負担で償還払いになっているということなんですよね。これ国の調査でもそうですけれども、ひとり親の貧困は60%を超えているというようなことも発表されております。何といたっても命を守るという立場でお金の心配なく医療を受けられるような、そういったことができるように、西郷村としては償還払いじゃなくて窓口無料化にするべきと思いますが、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ひとり親家庭医療費助成の拡大についてお答えいたします。

ひとり親家庭医療費助成制度は、県の補助事業として実施しております。母子・父子、親のいない家庭の18歳未満の児童とその親を対象に保険診療医療費の一部負担金を助成することにより、ひとり親家庭の生活安定と児童の健全育成を目的としております。現在、本村のひとり親家庭の受給世帯は、母子201世帯、父子18世帯の合計219世帯で、毎年増加傾向にあります。また、ひとり親家庭医療費の助成は、医療費の一部負担金から世帯につき1,000円の控除後の助成費を支払い、その50%が県補助金として村に交付されております。今年度からは医療費の無料化が18歳までに拡大いたしましたことから、窓口の支払いを要するケースは父母の保護世帯のみとなりまして、負担額は減少するものと思っております。こういった状況にもございますので、この無料化というシステムをつくる場合はコンピューターの関係

とかあります。医師会との関係とかいろいろあったり、あるいは近隣で、西郷村というのも前から医師会を通じてやっておりますので、そういった等を考慮しながら近隣自治体ともいろいろ話をして、そしておただしの件については検討してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） これ平成22年の第2回定例会の中でも私は質問しております。村長の回答は、まるっきりうり二つの回答でした。私、そのときも申し上げましたけれども、ある病院の先生は、私どものほうには何の問題もないと、このことに関しては、窓口無料化することに関しては。事務担当の方に聞いても、そんな面倒くさいことはないということ聞いております。そういった意味では、村長の判断一つでこれだけの皆さんの命が救われるというか、そういうことだと私は思うんです。それで、結局子ども医療費が無料化になったということで、村持ち出しの負担が相当減ったと。昨年度は、今村長、答弁書に書いてなかったと思うんですけども、平成23年度は66万6,000円なんですよ、その1,000円の分だけはね。66万6,000円を村長がオーケーと言え、多くの方が助かるんですよ。歯医者だって何だってやっぱり痛くても我慢するんですよ。その前にちょっと行けば、わずかな保険料というか、支払いで済んじゃうんです。それを重症化しちゃうとやっぱりお金も当然たくさんかかるし、本人も痛い思いをするし。これが6,000万円とかかかるというんだったらば、そんな大変な経済状況なので言うことはできないと思いますけれども。それで、この子ども医療費が小学校4年から18歳まで無料化されることによって、昨日は中学校までのね、他の議員の質問の中で言っていましたけれども、これ18歳まで計算しますと約4,000万円、浮くと言っちゃおかしいですけども、それが村負担から軽減されるという状況なので、ぜひこういった金を、もし本当に66万円ぐらいで多くの方が助かるのであれば、やっぱり村長の英断をもってこれは実施するべきじゃないでしょうか。再度お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話しの趣旨はわかっておりますので、なお今のお話の趣旨を含めまして検討させていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） どうも村長の検討させていただきますということは、やらないことかなと、私何回もこの辺で言っているんですけども。今まで何回も私聞いていますけれども。だからこういう問題をもう2年前にやっているんですけども、また、そういった方々からいろいろやっぱり言われるんですよ、ぜひ何とかしてもらえないかと。ある先生も言っていましたけれども、藤田さん、これ何とかならないかななんて話も受けていますのでぜひ本当に、検討するという事なんですけれども、やるという方向の検討でひとつよろしくお伺いします。

じゃ、次に移らせていただきます。次に、村直営の農産物直売所の設置についてということでお伺いします。これは放射能による実害、もう当然出ていますし、風評被

害等で村内の農家は大変な厳しい立場に追い込まれていることはご存じのとおりです。特に小規模の農家ですけれども、もう自分がつくってもうちの子どもたち、嫁さんは食べないと。そういう方はみんなやめちゃうんですね。そういう方が子どもだけじゃなくて、もうちょっと広めてそれを直売所に出すということでしたけれども、これがもうみんなやめていっちゃうという状況も続いていることは事実です。さらに、こういう状況なので、農産物の安全・安心がより強く求められていることは承知のとおりでありますけれども、やっぱり身近なところから安全・安心を発信していかなければならないのかなと私は思いますので、できればこの近くでもやっぱり村民が安心して利用できる、そういった直売所をつくってそこから広げていくと、村外、県外、全国にということをやっけていかないと、なかなかこれは風評被害というのは何年続くかわからないので、そういった意味では、この西郷村には直売所がないのでぜひ設置していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のお話は、あのチェルノブイリの報告がNHKのテレビに出ましたときに、放射能の内部被ばくをどうよけていくのかの中にその検査機器ですね、あれを身近に置くべきだと。あのときに学校の牛乳を測る映像が出てきましたが、そのぐらい身近にあるべきだということを言っていたところであります。議員もそういう意味で言うと、そういうところから具体的に食べる私たちが理解をする、それが給食に入ってくる、給食で使うのであれば安心だということが被害をといえますか、風評をとめるのではないかというお話であります、それはそのとおりのこともあるというふうに思っております。次に、直売所ということでありまして、これまで直売所についてはいろいろあって、今報徳でり菜あんの2号店とか、あるいはその前に甲子でも一回トライしたことがありましたですね。なかなかこの運用はお客さんとの関係になりますので、そこに今の放射能の検査機器ですね、どう絡み合わせていくのがやっぱり効果的なのかと、いろんなことを考えまして、これをやりますとやっぱりちゃんとした運用ができるようにという条件も当然出てまいりますので、そういったことをいろいろ勘案して、またいろいろご指導を賜って考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。今村長が言われた中にも入りますけれども、やっぱり安全・安心を得るためには、単なる直売所だけではなくて放射能の測定器は当然そこに設置をして、さらには今言われましたけれども、学校給食の材料もそこから発信すると。さらには加工品もネット販売も、そしてさらには商工会で村の特産物、一生懸命頑張っていますよね。今、山椒か何かで加工品とかいろいろつくっていくということでやっていますので、そういったものを含めてやっぱり販路がないとなかなか前に進めないということもあるので、村全体でこういう状況なので何とか村長の英断で直売所を実施してほしいと思います。さらに、村長も見たかどうかかわからないですけども、学校給食協力会の会長の尾股さんが新聞にこうして載りました。安全・安心な食

材提供、放射能検査を徹底ということですね。尾股さんも一生懸命これまで学校給食の協力を率先してやってきた人であります。彼いわく、風評被害はしばらく続くと思うが、一步一步進むしかない。放射能検査を徹底してやり、安全・安心な食材を提供したい。そして、最後に尾股さんはこう言っているんですね。農家が元気のある地域は栄える。わかりますね。私もこういった尾股さんの思いには賛同するところもありますけれども、村長はどう思われますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やはり風評を止めるのには、だれが食べて、そして安心して何もなかったということを証明しなければだめですね。そのためにというふうになりますと、やっぱり子どもたちが食べているというのは相当、だれしもが見ても子どもたちの食べ物ですから気を配っているだろうという見方をします。そこでやっぱり使うというふうになりますと、それはそれで一定のやっぱり評価を得るのではないかとということもありますので、そういった部分も見方としていいことだというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いいことではなくてやってもらいたいんですけども、この放射性測定検査を強化ということで、これは実際にもうJAあぶくま石川ですかね、直売所でこういったことで測定器を入れて、こう新聞なんか報道されている。やっぱり安心を得るのかなということもあるので、ぜひそういった観点から考えていただきたい。さらに、今西郷村はなかなか後継者が育たないという状況の中で、ちょっとお話を聞くと、若者5名の方が県の新規就農者支援事業に申請しているということを知っております。やっぱり若い人が西郷村で農業をやると、そういった意味も含めてこの西郷村が発展していくのかなと思います。そういった意味では、どうしても販路先が必要なんですよね。つくっても売れないじゃ、いくら若者がやる気があっても泣いちゃう部分もあるので、そういった意味ではもう早急にしてもいいでしょうけれども、本当に近いうちにこういった直売所をつくっていただきたいと思います。じゃ、決意を。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） よくまた今のお話を、バックアップする話も聞きながらということになります。今新規就農者の話が出ましたので、まことにいい決意をしてくれた。そして反面、逆に、言われたとおり、販路がちゃんとして生活が成り立つようにするというのも大きな仕事ですね。やっぱり今まで契約栽培とか、そういったのがちゃんとすればということで頑張ってきました。農協がその中に入って太田市場とということがありましたが、やはりもうちょっときずなを強める部分があればいいというふうに思っておりますので、そういったことについても頑張っていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） じゃ最後にですね、平成22年ですかね、村長がキョロロン村に

直売所をつくるような計画があったに思われますけれども、今はどういう考えでいるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱりあの場所においては、交通量とか需要が出てくるだろうということ予測する部分が1つ。もう一つは、それを運営するといいますか、やり得る材料とそれが持続的に出てくるとするならばということで見えておりましたが、なかなか売れ残ったものをどうするかいろいろ問題があったりして、うまくいっていない部分がありますので、さらにそっちのほうもよく聞いておきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） キョロロン村の直売所は私が責任者でやったんですけれども、ちょっともう無理かなと、2年やりましたけれどもね。その後原発が来て、そのころやっってはおりませんけれども、40名近い人が会員になって一生懸命やりました。ただやっぱり、みんな異口同音に言うのは、今言われたように場所的にも遠いと。野菜を持っていても何か管理が悪いというようなことがありますて、できればやっぱり下、地元の方が利用できるような、そういった場所に直売所を欲しいということが言われていますので、そういったことも考慮して、私はそのキョロロン村の道の駅は白紙に戻すべきだと思っておりますけれども、お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 状況がいろいろ変わっておりますという部分もありますが、この直売という野菜を外すだけでそれが整理できるのかもちょっとわかりません。いろいろやっぱりその後の状況がまだ実は安定を全然しておりませんですね。その事情が浜通りも中通りも、実は去年も今年もそんなに状況の劇的変化はないわけでありまして。そういったことを考慮して、今の部分をやっぱり考えなければならんというふうに思っている状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今言われたことも参考にしながら、ぜひ今後の直売所を考えてほしいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

6月18日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後2時50分）